

第 2 期

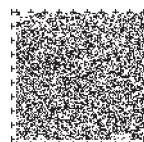
幸手市子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

幸 手 市



は し め に

我が国では、ライフスタイルの多様化による出生率の低下や、少子高齢化の進展、更に人口減少などにより、私たちを取り巻く状況は大きく変化しています。こうした中、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しい状況にあると考えられます。また、女性の社会進出の拡大により、仕事と子育てを両立できる環境整備の充実も求められています。



こうした中、少子化に歯止めをかけ、子どもを生み育てやすい社会を創設するために、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築が求められており、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法など）が成立しました。

これにより、平成 27 年度からは、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度が実施されることとなりました。

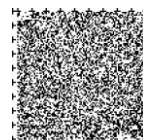
新制度の実施にあたり、本市では、「子どもが 親が 地域が育つ 子育てを支援するまち さって」を基本理念に、家族や地域の人々、行政や関係機関及び関係団体が互いに協力して、地域社会が一体となった子育て環境づくりを目指して、「幸手市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」を策定し、総合的な子育て支援に取り組んでまいりました。

令和 2 年度から始まる「第 2 期幸手市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」では、引き続き、地域社会における総合的な子育て支援を更に進めるとともに、「子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち」を政策目標に掲げ、子育てしやすい環境整備で人口の減少に歯止めをかけるための施策の推進に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました「幸手市児童福祉審議会」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様並びに関係各位に対しまして、心からお礼を申し上げますとともに、今後の計画推進につきましても、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

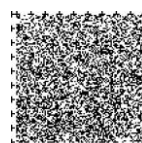
令和 2 年 3 月

幸手市長 木村 純夫

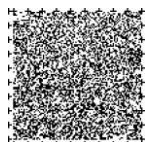




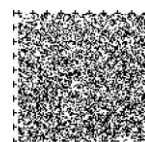
I.計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	5
(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施	5
(2) 庁内子育て支援ネットワーク会議での検討	5
(3) 幸手市児童福祉審議会での検討	5
(4) パブリックコメントの実施	5
II.子育てを取り巻く現状と課題	7
1. 人口・世帯	9
(1) 人口の推移	9
(2) 年少人口の推移	9
(3) 世帯数の推移	10
(4) 世帯の状況	10
(5) 人口推計	11
2. 出生・結婚	12
(1) 未婚率	12
(2) 婚姻数及び婚姻率の推移	14
(3) 離婚数及び離婚率の推移	14
(4) 出生数及び出生率の推移	15
(5) 年齢階級別労働力率	16
(6) 母の年齢別出生数の推移	18
3. 教育・保育の状況	19
(1) 保育所・認定こども園等の利用者数の推移	19
(2) 保育所利用者数の推移	19
(3) 幼稚園、認可外保育施設、事業所内保育施設の利用者数の推移	20
(4) 児童・生徒数の推移	21
(5) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室利用者数の推移	21
(6) 障害児数（18歳未満手帳所持者）の推移	22



4. 子育て支援事業の提供体制	23
5. ニーズ調査結果	24
(1) 調査の種類	24
(2) 調査期間	24
(3) 回収結果	24
Ⅲ.計画の基本的な考え方	31
1. 政策目標	33
2. 基本的な視点	33
3. 計画の体系	34
4. 計画の推進体制	35
Ⅳ.子ども・子育て支援事業の展開	37
1. 子ども・子育て支援新制度の趣旨とポイント	39
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	40
(1) 子ども・子育て支援給付	40
(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	41
(3) 子どもの認定区分	42
3. 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	44
(1) 推計の手順	44
(2) 将来推計人口	45
4. 教育・保育提供区域の設定	46
5. 幼児期の学校教育・保育	47
(1) 満3歳～就学前の子どもの幼稚園利用（1号認定）	48
(2) 保育所等利用（2号認定・3号認定）	48
6. 地域子ども・子育て支援事業	50
(1) 利用者支援事業	51
(2) 延長保育事業	52
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	53
(4) 子育て短期支援事業	54
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	55
(6) 養育支援訪問事業	56
(7) 地域子育て支援拠点事業	57
(8) ー1 一時預かり事業	58
(8) ー2 一時預かり事業	59

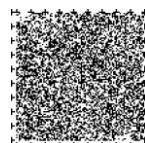
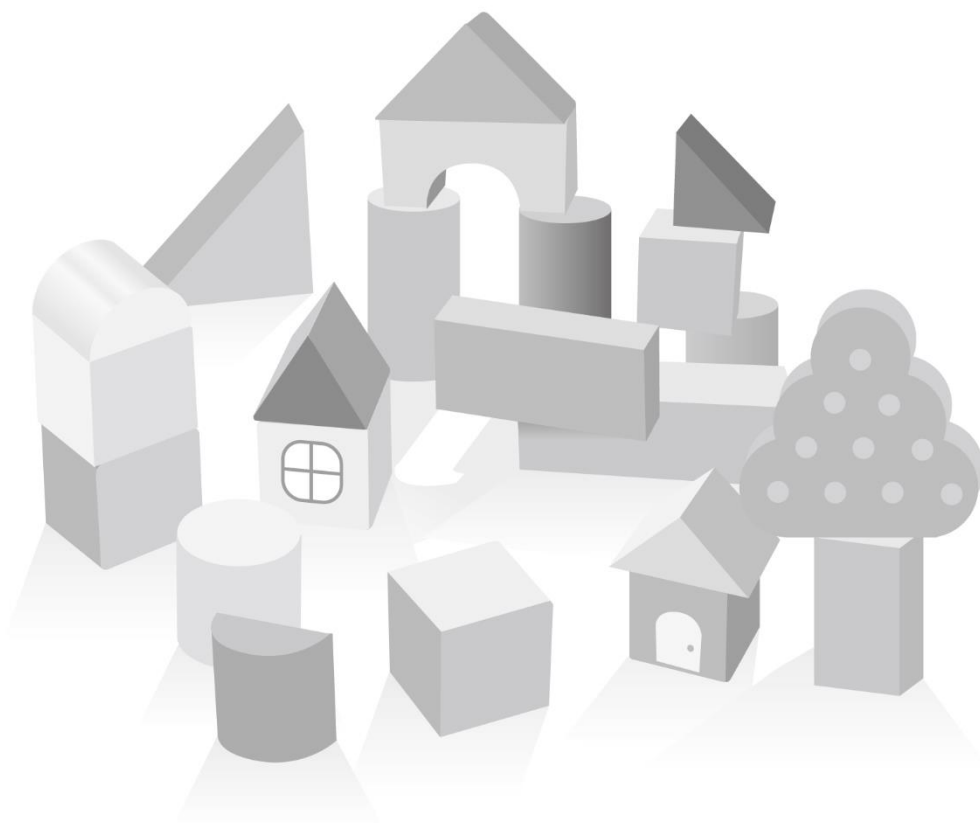


(9) 病児保育事業	60
(10) 子育て援助活動支援事業	61
(11) 妊婦健康診査	62
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	63
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	63
V. 施策事業の展開	65
基本的な視点1 子どもの成長を支援する視点	67
(1) 幼児期の教育・保育の充実	67
(2) 子どもの健全育成	68
(3) 支援が必要な子どもへの取り組み	70
(4) 安心・安全な環境の整備	71
基本的な視点2 切れ目のない子育て支援の視点	72
(1) 子育て相談・情報提供の充実	72
(2) 多様な子育て支援サービスの充実	73
(3) 子どもや母親の健康の確保	74
(4) 経済的支援の充実	75
基本的な視点3 子育てを支え合う視点	77
(1) 仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）	77
(2) 地域における子育て支援	78
資料編	79
1. 計画の策定経過	81
2. 幸手市児童福祉審議会条例	82
3. 幸手市児童福祉審議会委員委嘱者	84





I .計画策定にあたって





1. 計画策定の背景と趣旨

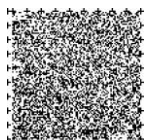
わが国の平成 29 年の出生数は 94 万 6,065 人となり、統計を取り始めた明治 32 年以降で過去最低を更新しました。平成 29 年の合計特殊出生率は 1.43 で、過去最低であった平成 17 年の 1.26 からは若干回復しているものの、人口を維持するために必要な合計特殊出生率 2.07 を大きく下回っています。

これまで国においては、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき様々な少子化対策の取り組みを進めてきました。しかしながら、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等、子どもと子育て家庭を取り巻く社会情勢等の変化から、一層の子育て支援が求められています。

このため、平成 27 年度から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が全国において本格的にスタートし、「量」と「質」の両面から社会全体で子ども・子育てを支えるとともに、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会を形成するための様々な取り組みの更なる推進・強化が図られています。さらに、令和元年成立の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」では、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が実施され、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

このほか、平成 28 年の児童福祉法の改正による全ての子どもが権利の主体であることの明確化、平成 26 年にとりまとめられた「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しによる子どもの貧困対策の更なる推進など、子どもの最善の利益の実現を目指し取り組みを進めています。

本市においては、「幸手市次世代育成支援行動計画」の内容を包含した「幸手市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）に基づき、子どもや子育て家庭に対する施策や事業を総合的に推進してきました。同計画の策定から 5 年が経過したことから、あらためて市民のニーズを把握し、社会情勢や国の動向に対応した「第 2 期幸手市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定します。引き続き支援新制度の趣旨を踏まえ、これまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況や課題を整理し、「子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち」を政策目標に掲げ、施策の推進に努めます。

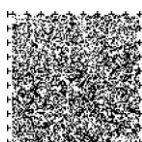
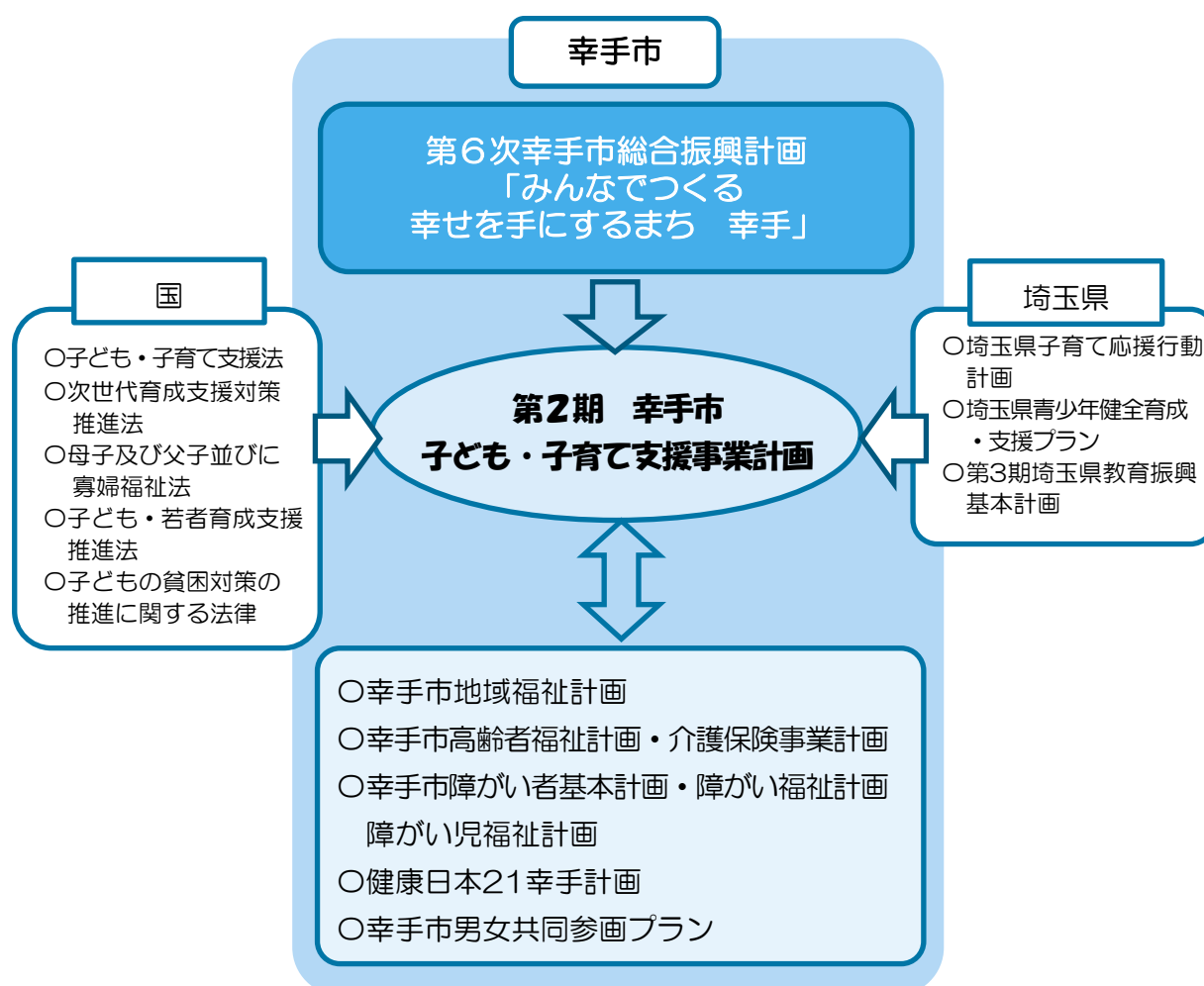




2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画です。策定にあたっては、その基本指針である「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定します。

また、本計画の最上位計画である、「第6次幸手市総合振興計画」やその他の関連する計画との整合、連携を図ります。





3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度を初年度として、令和6年度までの5年間とします。

社会・経済情勢の変化や、本市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況やニーズに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

H27	H28	H29	H30	R 1	R2	R3	R4	R5	R6
第1期 幸手市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期 幸手市子ども・子育て支援事業計画				
					第6次幸手市総合振興計画				

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、本市では就学前児童（1,474名）、小学生児童（726名）を持つ保護者に対しニーズを把握するために、平成31年1月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

(2) 庁内子育て支援ネットワーク会議での検討

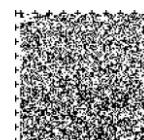
本計画について、庁内子育て支援ネットワーク会議を開催し、第2期幸手市子ども・子育て支援事業計画策定に向けて意見交換を行ってきました。

(3) 幸手市児童福祉審議会での検討

本市では、本計画内容を審議するため、幸手市児童福祉審議会に新たに幸手市子ども・子育て会議の機能を持たせ、学識経験者、教育・保育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行ってきました。

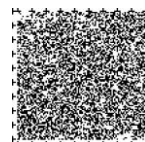
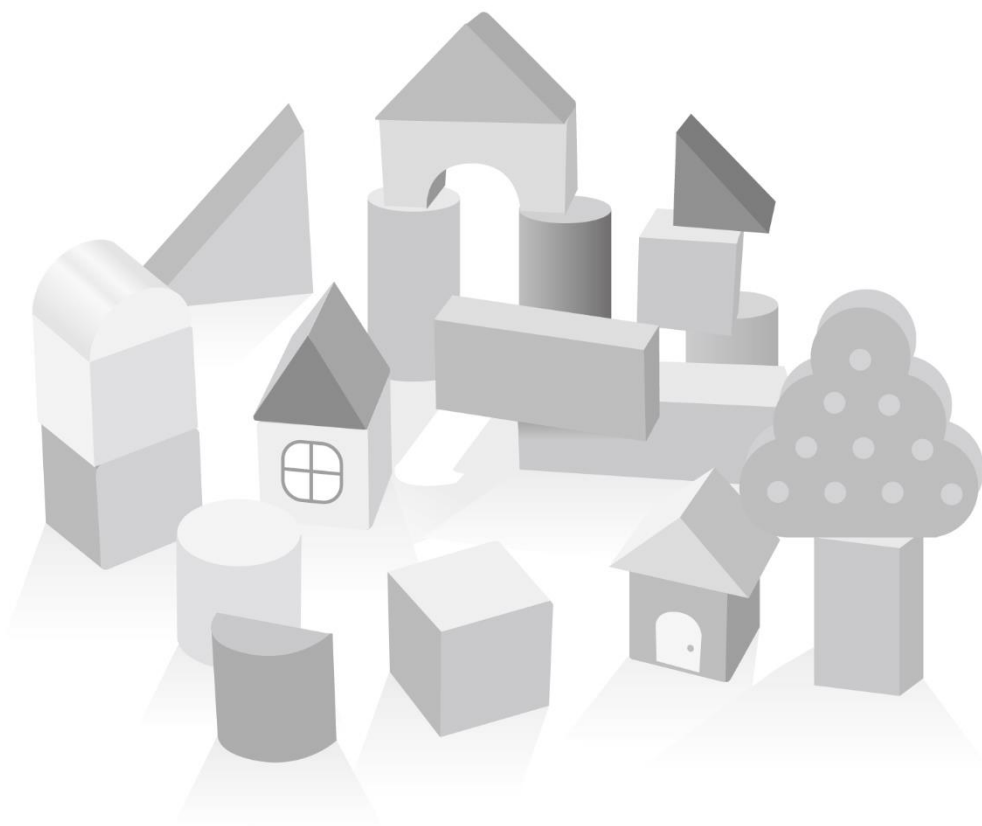
(4) パブリックコメントの実施

「幸手市意見公募手続（パブリックコメント）制度」に基づき、計画策定にあたっての意見及び情報を広く市民から募集しました。





Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題

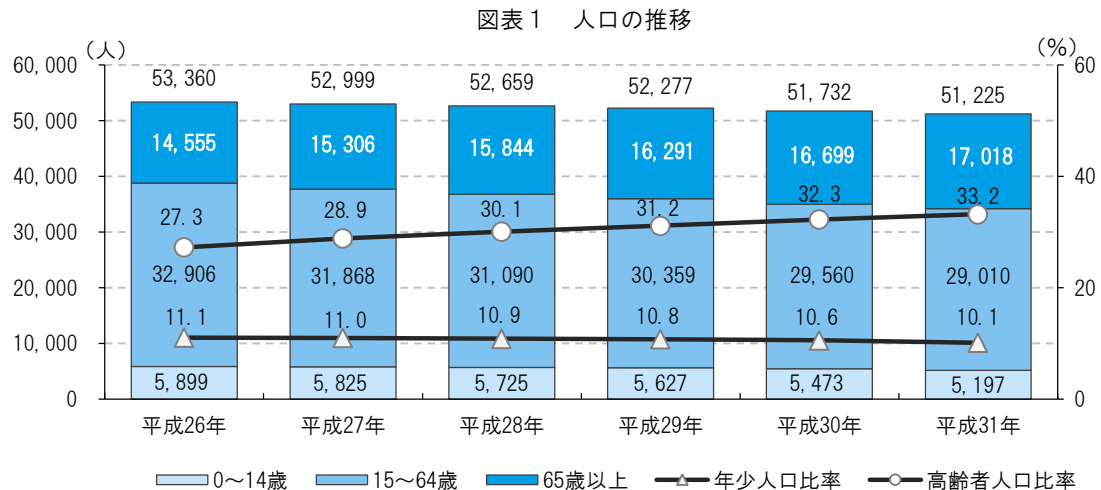




1. 人口・世帯

(1) 人口の推移

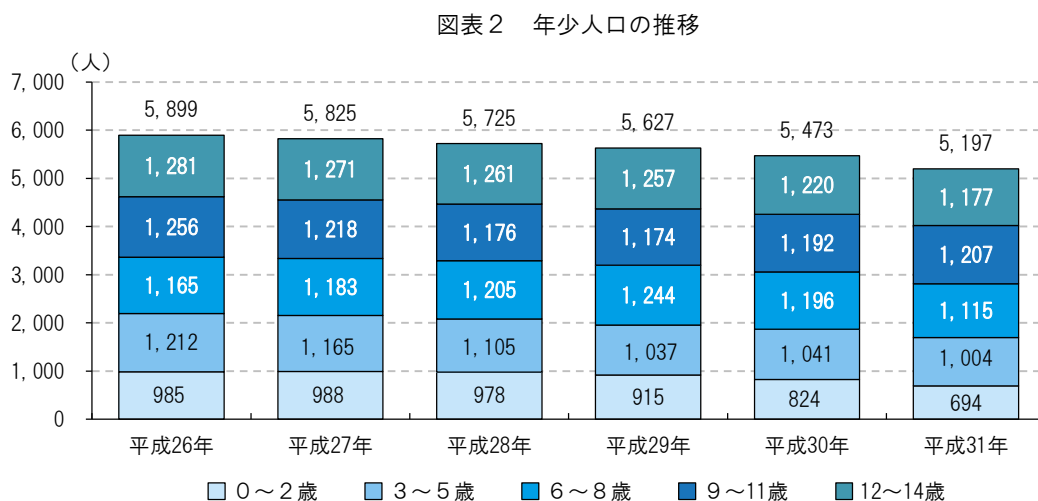
本市の総人口はゆるやかな減少傾向が続いており、平成31年4月時点の人口は51,225人となっています。年少人口比率は年々低下している一方で、高齢者人口比率は上昇が続いており、少子高齢化が着実に進んでいることが分かります。



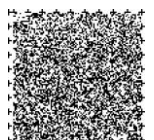
資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

(2) 年少人口の推移

年少人口の推移をみると、「0～2歳」、「3～5歳」はいずれも減少が続いており、年少人口の減少を裏付けています。



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在



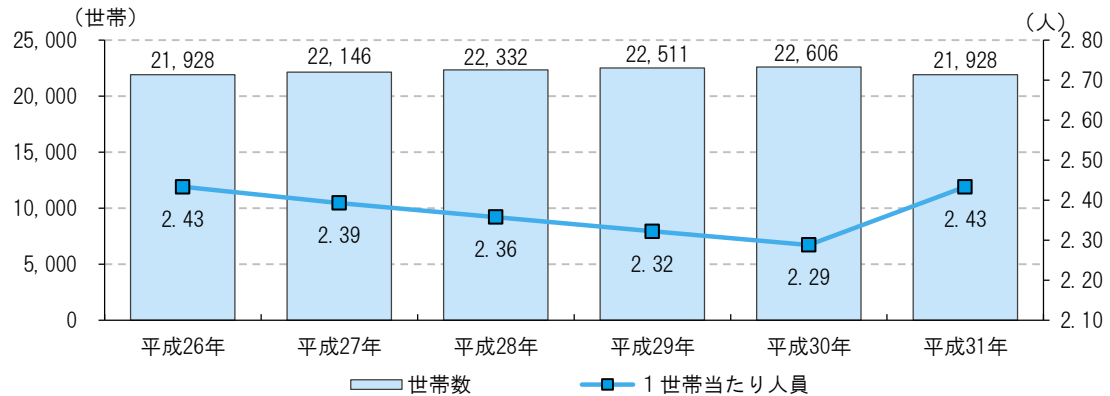
Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



(3) 世帯数の推移

世帯数は平成30年まではゆるやかな増加傾向にあり、22,000世帯以上となっています。1世帯当たり人員は平成30年まで減少が続いています。

図表3 世帯数の推移



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

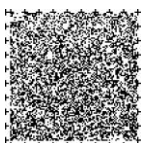
(4) 世帯の状況

本市の家族類型別世帯は、平成27年時点で核家族世帯が13,432世帯で、総世帯数の65.4%を占めています。また、「ひとり親世帯（男親と子どもが423世帯、女親と子どもが1,772世帯）」は合わせて2,195世帯で核家族世帯の16.3%となっています。

図表4 世帯の家族類型の推移

家族類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	17,745	18,328	18,645	19,884	20,540
A 親族世帯	15,000	15,224	15,073	15,455	15,270
I 核家族世帯	12,190	12,533	12,528	13,217	13,432
(1)夫婦のみ	2,298	3,043	3,636	4,335	4,764
(2)夫婦と子ども	8,550	7,948	7,123	6,867	6,473
(3)男親と子ども	260	299	323	391	423
(4)女親と子ども	1,082	1,243	1,443	1,624	1,772
Ⅱ その他の親族世帯	2,810	2,691	2,545	2,238	1,838
(5)夫婦と両親	93	89	90	92	62
(6)夫婦とひとり親	179	226	249	285	262
(7)夫婦、子どもと両親	794	693	557	390	264
(8)夫婦、子どもとひとり親	1,036	973	841	657	497
(9)夫婦と他の親族（親、子どもを含まない）	38	29	46	56	48
(10)夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）	128	164	215	223	209
(11)夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）	62	56	51	47	23
(12)夫婦、子ども、親と他の親族	246	197	170	133	95
(13)兄弟姉妹のみ	82	101	91	115	159
(14)他に分類されない親族世帯	152	163	235	240	219
B 非親族世帯	35	59	79	139	139
C 単独世帯	2,710	3,045	3,493	4,290	5,129

資料：国勢調査

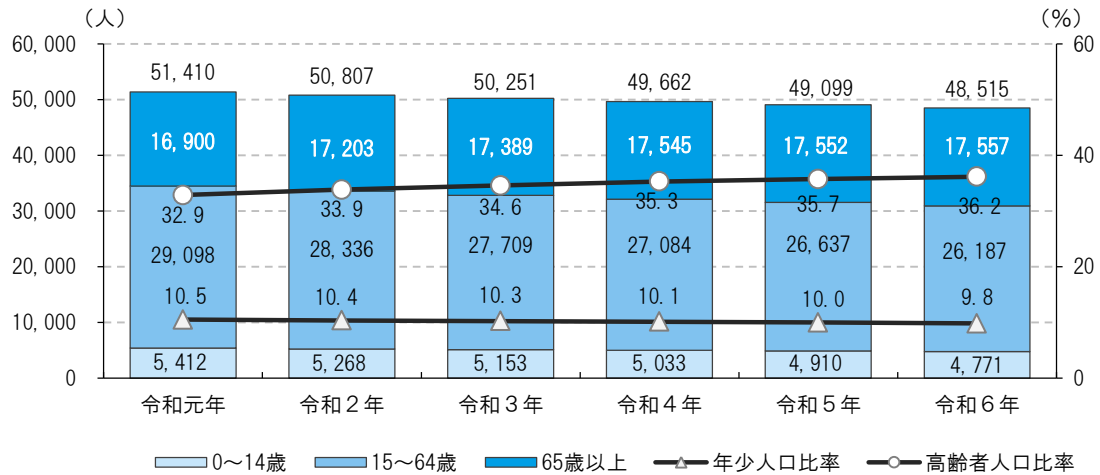




(5) 人口推計

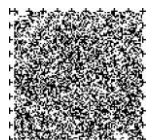
本市の人口、年少人口比率とともに、今後減少が続くことが見込まれ、令和6年には人口が4万8千人台まで減少し、年少人口比率は9.8%と10%を下回ることが見込まれています。

図表5 人口推計



資料：第6次幸手市総合振興計画の将来人口（平成31年）より

端数を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります



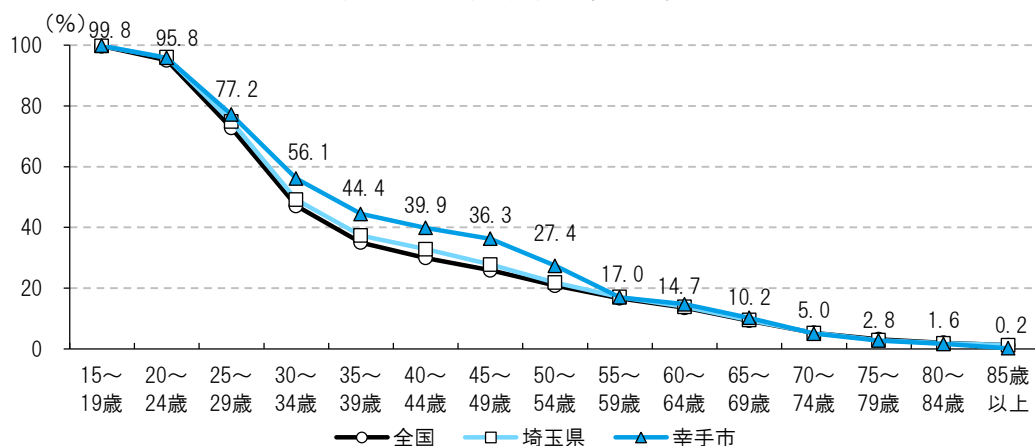


2. 出生・結婚

(1) 未婚率

本市の男性の未婚率は、多くの年齢階級で上昇しています。また、25～54歳にかけて全国、埼玉県と比べ、高くなっています。

図表6 未婚率：男性（平成27年）

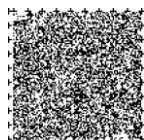


図表7 男性未婚率の推移

単位：％

	幸手市				埼玉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.6	99.9	99.7	99.8	99.7	99.7
20～24歳	94.3	94.1	95.5	95.8	96.0	95.0
25～29歳	74.0	75.7	74.8	77.2	74.9	72.7
30～34歳	49.2	55.3	53.0	56.1	49.1	47.1
35～39歳	30.9	40.2	44.0	44.4	37.3	35.0
40～44歳	17.9	27.3	38.4	39.9	32.8	30.0
45～49歳	14.5	17.1	28.3	36.3	27.8	25.9
50～54歳	10.8	15.0	17.4	27.4	21.9	20.9
55～59歳	6.0	10.6	15.8	17.0	17.1	16.7
60～64歳	4.3	5.6	11.6	14.7	13.9	13.6
65～69歳	3.5	4.8	6.7	10.2	9.5	9.3
70～74歳	2.6	2.9	4.2	5.0	5.2	5.3
75～79歳	1.8	2.4	2.4	2.8	2.9	3.2
80～84歳	0.3	0.8	1.3	1.6	1.8	2.0
85歳以上	—	—	1.0	0.2	1.2	1.2

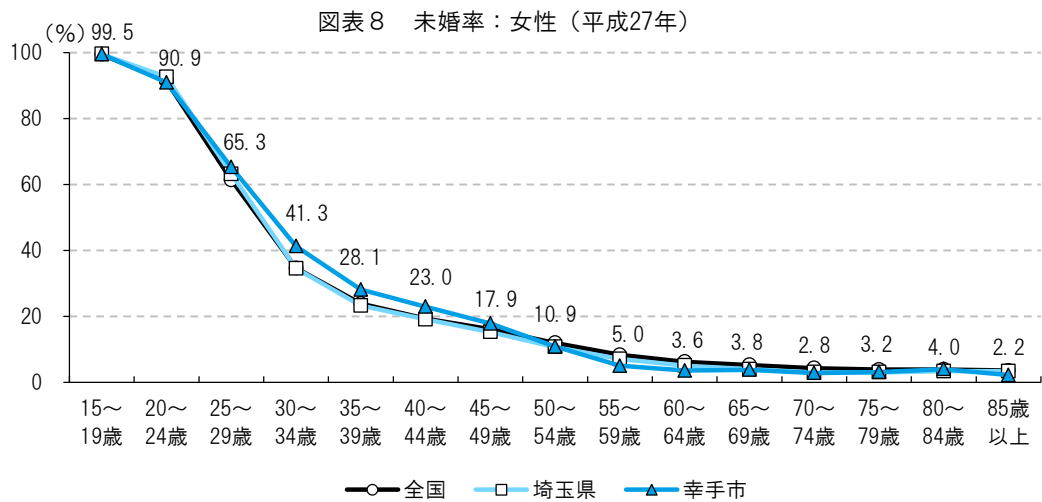
資料：国勢調査(平成27年) 配偶関係不詳を含まず算出



Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



本市の女性の未婚率は、多くの年齢階級で上昇しています。また、25～49歳にかけて全国、埼玉県と比べ、高くなっています。

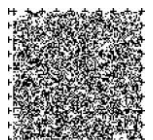


図表9 女性未婚率の推移

単位：％

	幸手市				埼玉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.1	99.2	99.0	99.5	99.5	99.4
20～24歳	88.5	89.2	89.3	90.9	92.6	91.4
25～29歳	58.9	64.1	64.2	65.3	63.2	61.3
30～34歳	30.5	36.5	38.9	41.3	34.5	34.6
35～39歳	11.7	22.5	26.5	28.1	23.3	23.9
40～44歳	5.3	10.9	19.3	23.0	19.1	19.3
45～49歳	2.7	5.1	10.2	17.9	15.3	16.1
50～54歳	3.6	3.0	5.0	10.9	10.7	12.0
55～59歳	3.7	3.8	3.4	5.0	7.1	8.3
60～64歳	3.4	3.6	3.9	3.6	5.1	6.2
65～69歳	4.8	3.7	3.6	3.8	4.0	5.3
70～74歳	3.8	4.1	3.5	2.8	3.1	4.3
75～79歳	2.6	3.4	4.1	3.2	3.0	3.9
80～84歳	0.7	2.0	2.9	4.0	3.4	3.9
85歳以上	1.0	0.9	1.8	2.2	3.4	3.6

資料：国勢調査(平成27年) 配偶関係不詳を含まず算出



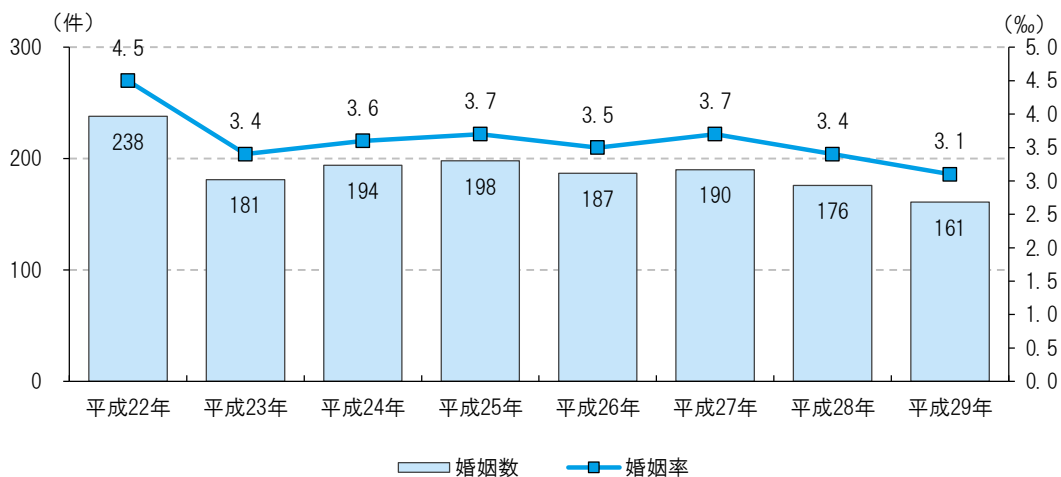
Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



(2) 婚姻数及び婚姻率の推移

婚姻件数は、平成27年以降、減少が続いており、婚姻率も同様に平成27年以降、低下しています。

図表10 婚姻件数、婚姻率（千人当たり）の推移

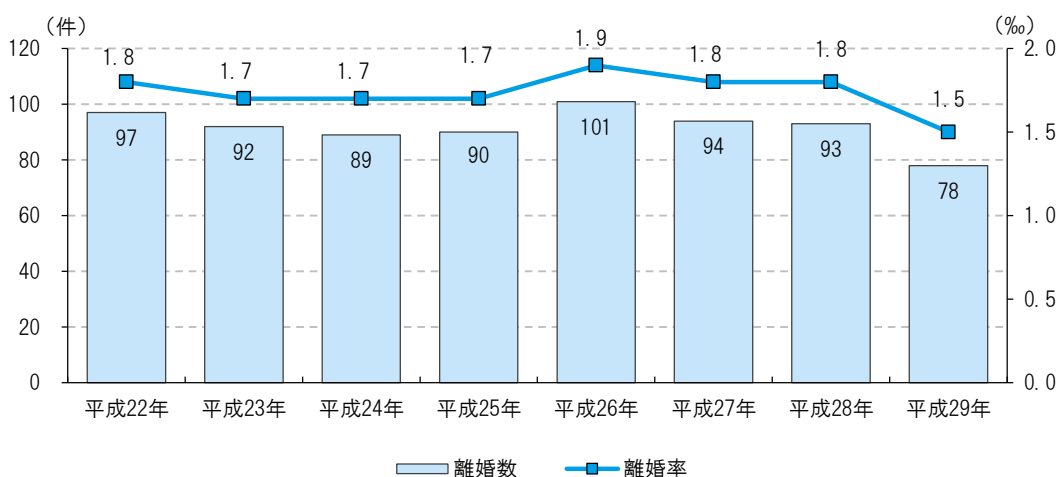


資料：埼玉県人口動態統計

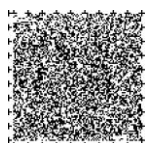
(3) 離婚数及び離婚率の推移

平成26年以降、離婚件数は減少、離婚率は低下が続いています。

図表11 離婚件数、離婚率（千人当たり）の推移



資料：埼玉県人口動態統計

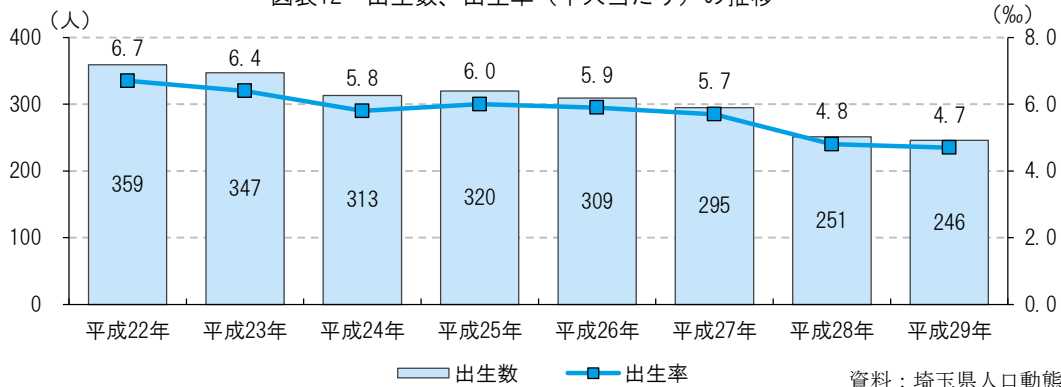




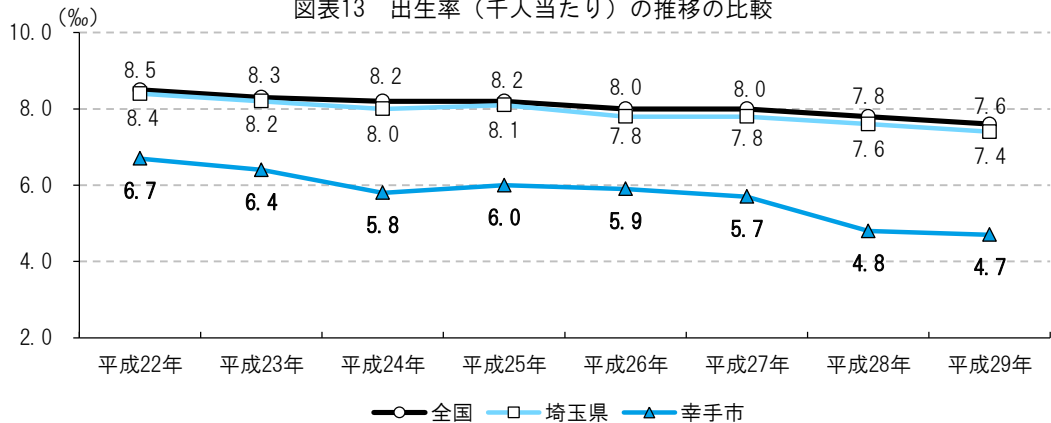
(4) 出生数及び出生率の推移

出生数は、平成25年以降減少が続いており、平成29年時点で250人を割り込んでいます。出生率も同様に平成25年以降低下し続けています。また、本市の出生率、合計特殊出生率は、全国、埼玉県と比べ、低くなっています。

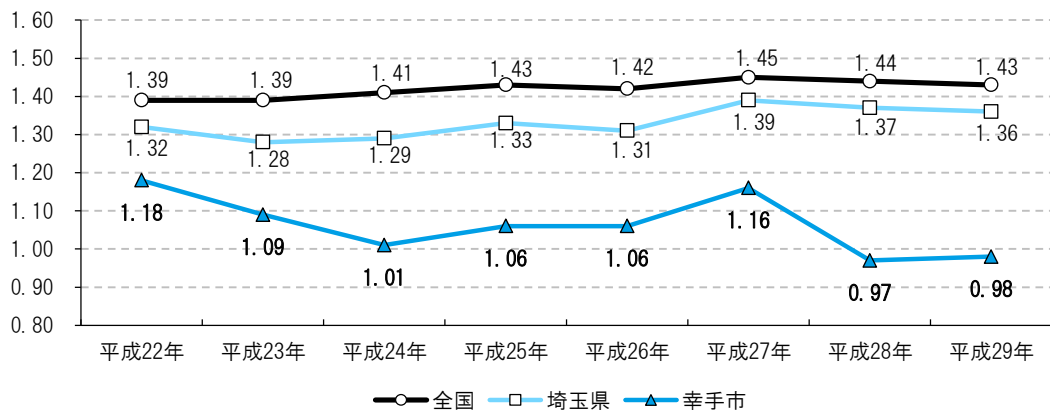
図表12 出生数、出生率（千人当たり）の推移



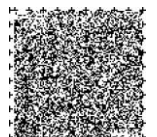
図表13 出生率（千人当たり）の推移の比較



図表14 合計特殊出生率の推移の比較



資料：全国 人口動態調査
埼玉県・幸手市 埼玉県人口動態統計



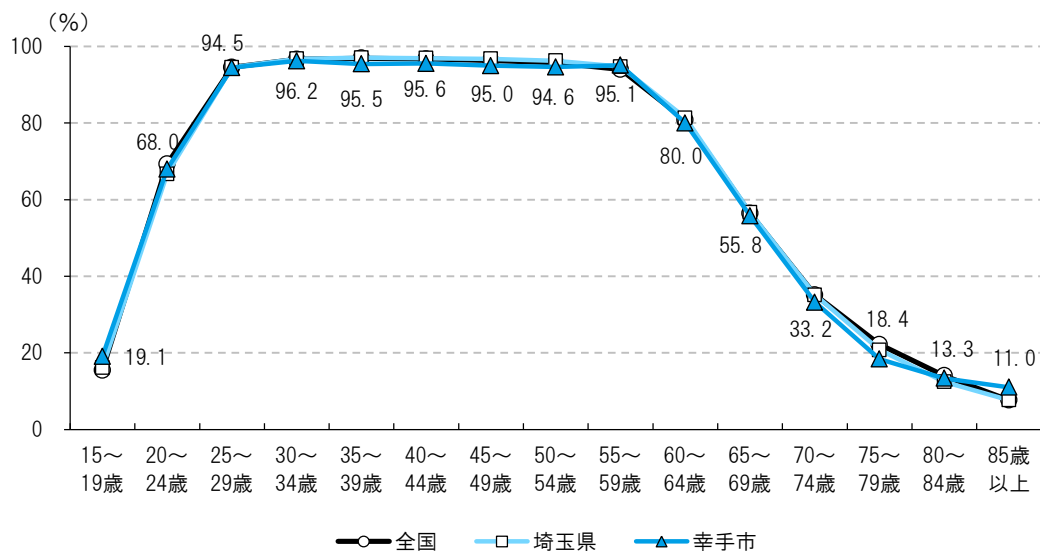
Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



(5) 年齢階級別労働力率

本市の男性の年齢階級別労働力率は、多くの年齢階級で低下しています。また、30～54歳にかけて全国、埼玉県を下回っています。

図表15 男性の年齢階級別労働力率（平成27年）

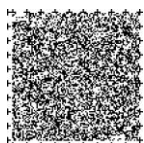


図表16 男性の年齢階級別労働力率の推移

単位：％

	幸手市				埼玉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	16.5	20.7	16.7	19.1	16.2	15.5
20～24歳	73.1	72.5	69.9	68.0	66.7	69.3
25～29歳	93.2	93.3	96.0	94.5	94.6	94.5
30～34歳	94.6	95.2	97.6	96.2	96.8	96.6
35～39歳	93.7	94.0	97.5	95.5	97.1	96.9
40～44歳	95.0	93.3	97.0	95.6	97.0	96.8
45～49歳	93.8	95.1	97.1	95.0	96.8	96.3
50～54歳	94.0	94.5	97.2	94.6	96.3	95.7
55～59歳	92.5	92.6	95.8	95.1	94.7	94.0
60～64歳	65.9	72.7	80.9	80.0	81.3	80.8
65～69歳	45.5	44.9	50.6	55.8	56.7	56.4
70～74歳	27.3	24.6	29.7	33.2	35.1	35.1
75～79歳	17.3	16.0	17.8	18.4	20.8	22.2
80～84歳	13.7	9.5	15.1	13.3	12.4	14.0
85歳以上	9.5	5.0	5.6	11.0	7.7	7.7

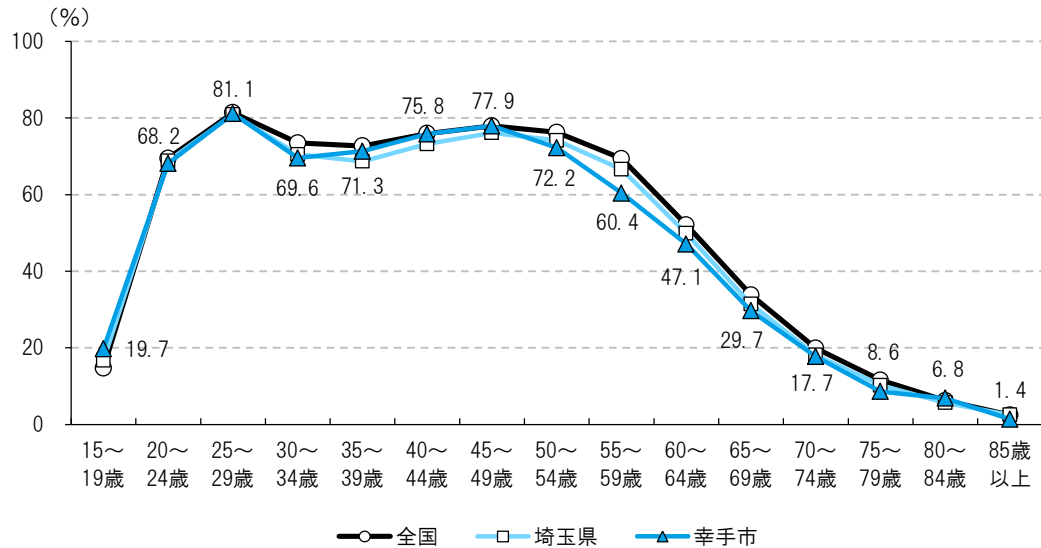
資料：国勢調査（平成27年） 労働力不詳を含まず算出





本市の女性の年齢階級別労働力率は、多くの年齢階級で上昇しています。また、30～34歳、50～74歳にかけて全国、埼玉県を下回っています。

図表17 女性の年齢階級別労働力率（平成27年）

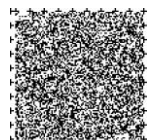


図表18 女性の年齢階級別労働力率の推移

単位：％

	幸手市				埼玉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	17.5	20.4	17.1	19.7	16.7	14.7
20～24歳	74.8	71.7	71.2	68.2	68.8	69.5
25～29歳	68.8	74.0	75.9	81.1	80.9	81.4
30～34歳	57.6	64.1	66.0	69.6	70.5	73.5
35～39歳	56.0	65.7	66.7	71.3	68.7	72.7
40～44歳	61.2	70.5	73.1	75.8	73.2	76.0
45～49歳	64.3	68.4	72.5	77.9	76.1	77.9
50～54歳	60.6	64.4	65.1	72.2	74.1	76.2
55～59歳	52.3	55.4	56.2	60.4	66.6	69.4
60～64歳	30.6	36.4	42.3	47.1	49.9	52.1
65～69歳	19.3	19.3	24.9	29.7	31.4	33.8
70～74歳	10.8	11.7	13.7	17.7	18.1	19.9
75～79歳	7.3	6.5	9.6	8.6	10.2	11.6
80～84歳	4.0	3.5	3.6	6.8	5.7	6.2
85歳以上	1.7	2.0	1.6	1.4	2.5	2.5

資料：国勢調査（平成27年） 労働力不詳を含まず算出

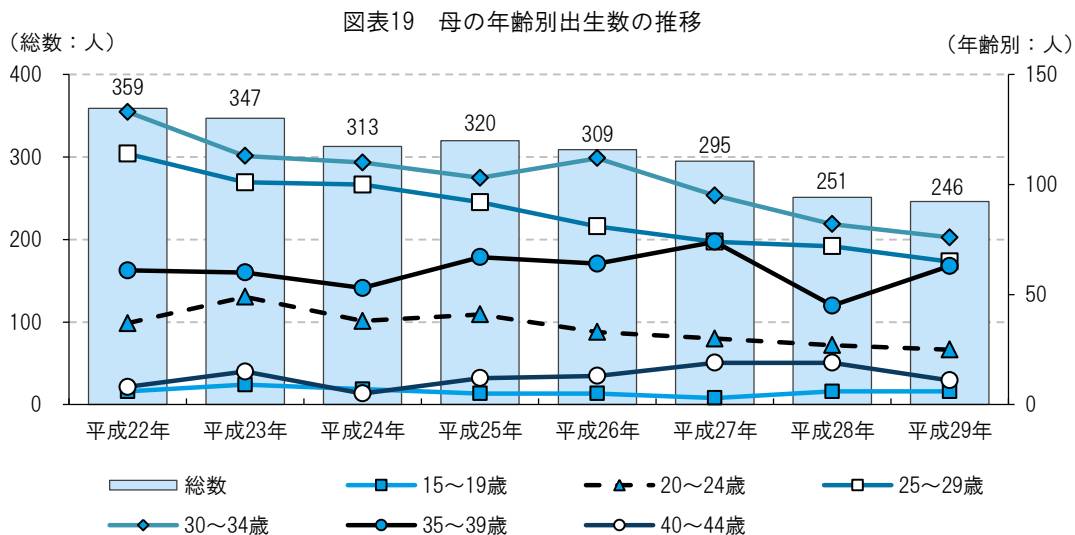


Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



(6) 母の年齢別出生数の推移

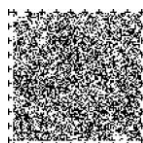
母の年齢別出生数の推移は、多くの年齢階級で減少傾向がみられ、20～24歳、25～29歳、30～34歳は平成26年以降、減少が続いています。



単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	359	347	313	320	309	295	251	246
15～19歳	6	9	7	5	5	3	6	6
20～24歳	37	49	38	41	33	30	27	25
25～29歳	114	101	100	92	81	74	72	65
30～34歳	133	113	110	103	112	95	82	76
35～39歳	61	60	53	67	64	74	45	63
40～44歳	8	15	5	12	13	19	19	11

資料：埼玉県保健統計年報

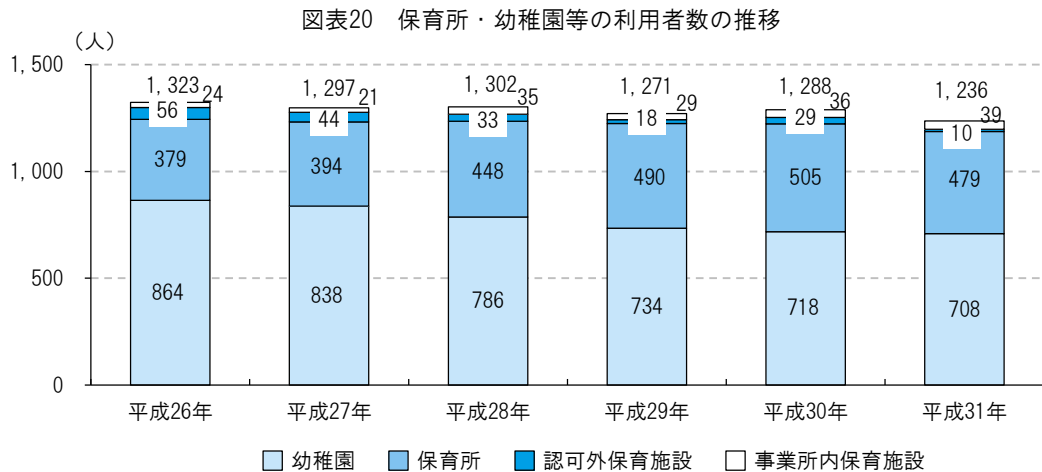




3. 教育・保育の状況

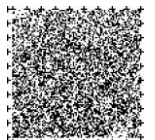
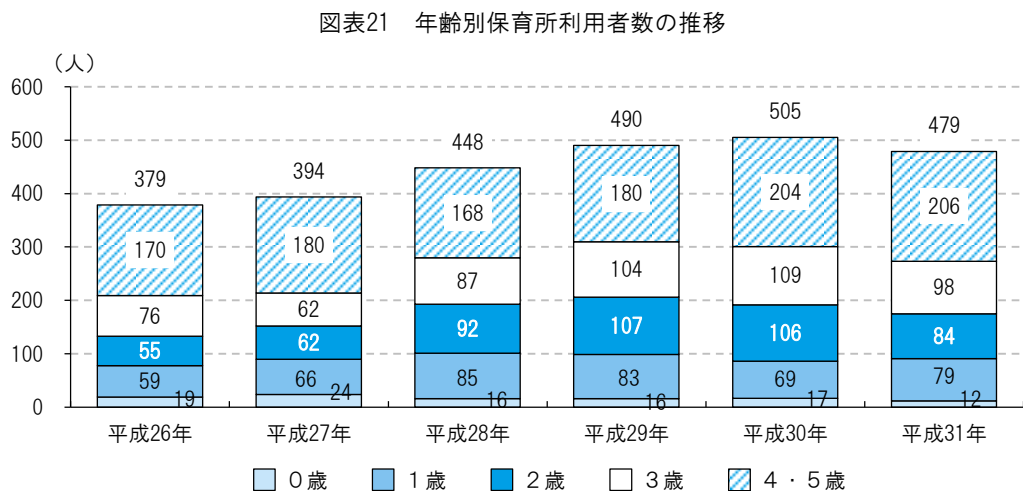
(1) 保育所・認定こども園等の利用者数の推移

市内には令和元年で、公立の保育所が3園、私立の保育所が4園、公立の幼稚園が1園、私立の幼稚園が5園運営されています。平成31年度の利用者は合わせて1,236人となっています。



(2) 保育所利用者数の推移

保育所の利用者数は、平成30年までは増加傾向にあります。平成31年4月1日現在で479人の利用があり、前年と比べ4・5歳の人数が増加しています。



Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



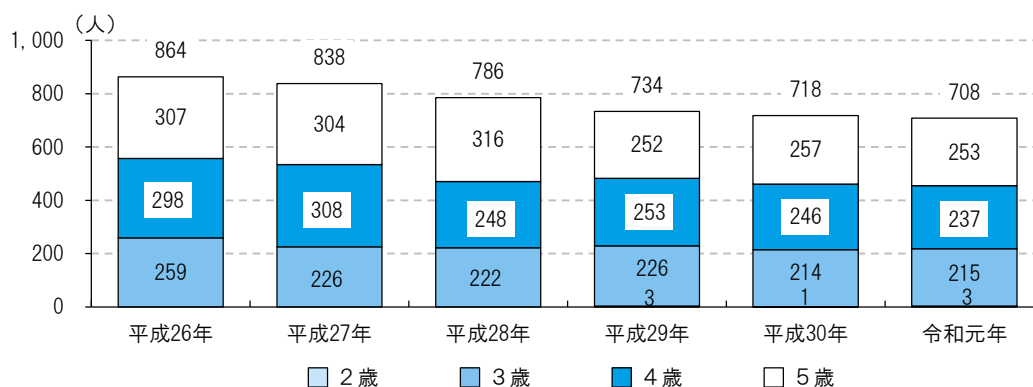
(3) 幼稚園、認可外保育施設、事業所内保育施設の利用者数の推移

幼稚園の利用者数は、減少が続いています。令和元年5月1日現在で708人の利用があり、平成26年と比べ、156人の減少となっています。

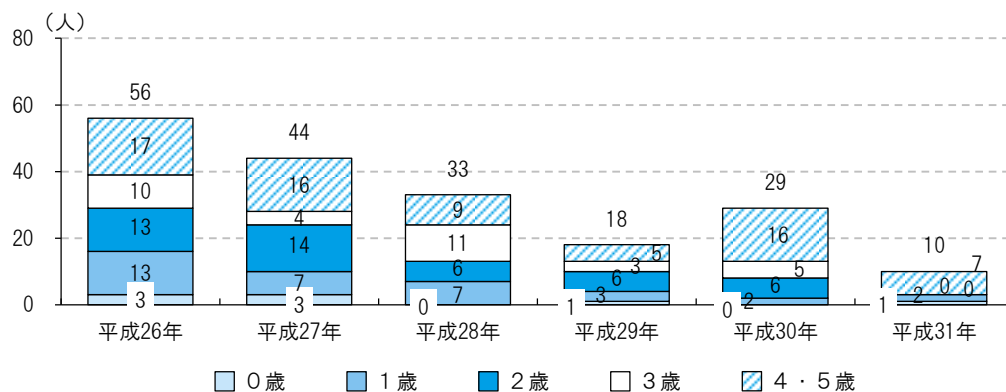
認可外保育施設の利用者数は、平成30年を除いて減少が続いており、平成31年の利用者数は10人となっています。

事業所内保育施設の利用者数は、平成29年以降は増加しており、平成31年の利用者数は39人となっています。

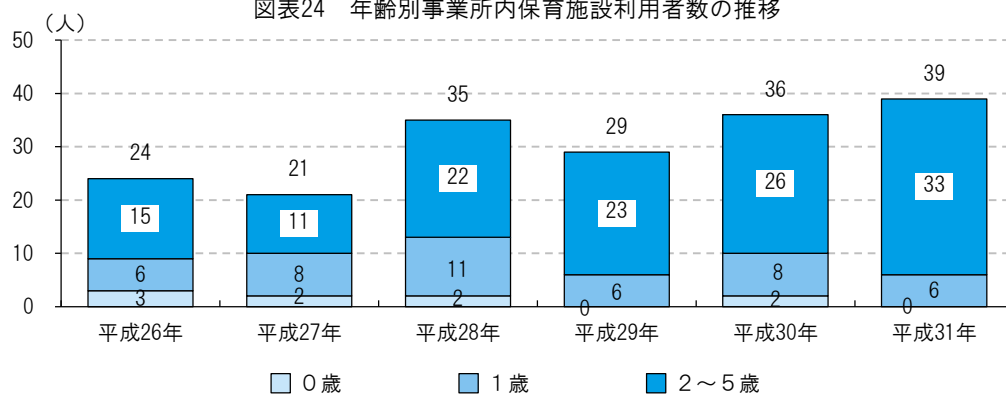
図表22 年齢別幼稚園利用者数の推移



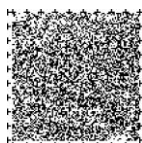
図表23 年齢別認可外保育施設利用者数の推移



図表24 年齢別事業所内保育施設利用者数の推移



※資料：こども支援課
保育所は各年4月1日現在、幼稚園は5月1日現在

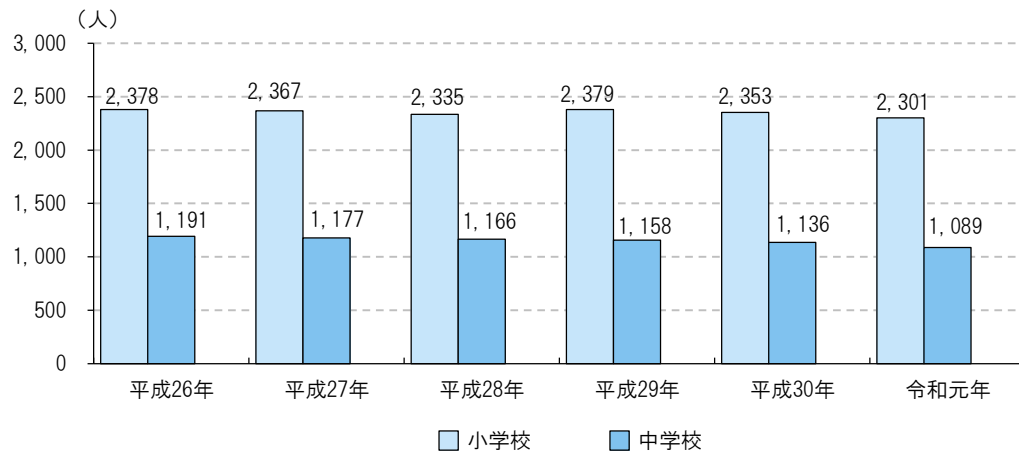




(4) 児童・生徒数の推移

市内には小学校が9校、中学校が3校あり、児童・生徒数は、ともに減少傾向にあります。小学校児童数は令和元年5月1日時点で2,301人で、平成26年と比べ、77人の減少となっています。中学校生徒数は令和元年5月1日時点で1,089人で、平成26年と比べ、102人の減少となっています。

図表25 児童・生徒数の推移

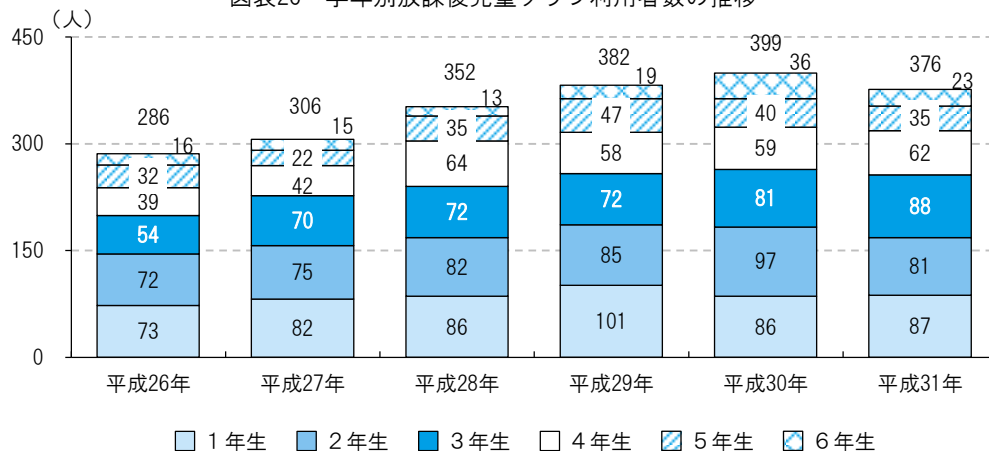


※資料：教育委員会
各年5月1日現在

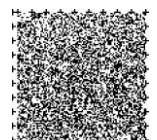
(5) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室利用者数の推移

放課後児童クラブ利用者数は、ここ数年は増加傾向となっています。平成31年4月1日時点で376人の利用となっており、前年と比べ、3年生の利用が増加しています。

図表26 学年別放課後児童クラブ利用者数の推移



※資料：子ども支援課
各年4月1日現在

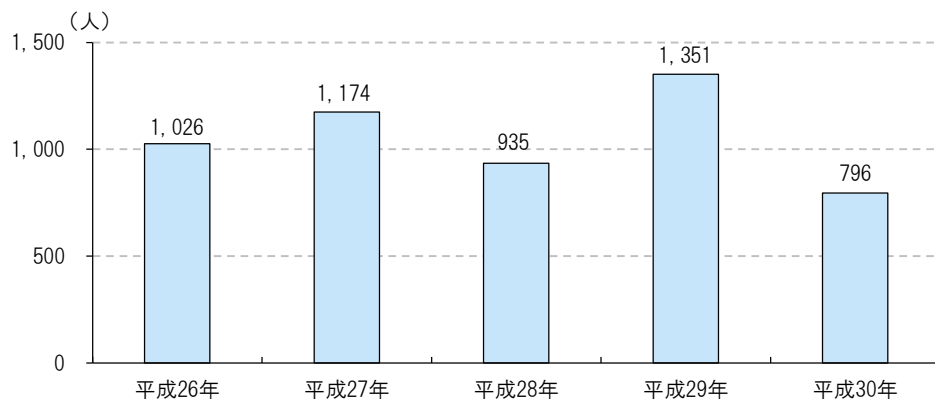


Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



放課後子ども教室利用者数は、平成30年で796人と前年と比べ555人の減少となっています。

図表27 放課後子ども教室利用者数（延べ人数）の推移

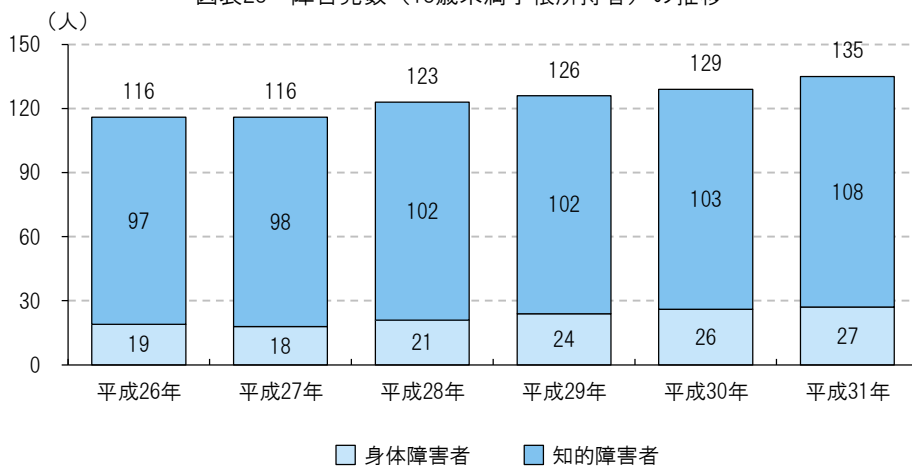


※資料：教育委員会

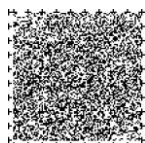
（６）障害児数（18歳未満手帳所持者）の推移

18歳未満の障害者手帳所持者数は、平成27年以降、増加が続いています。知的障害者が多くを占めています。

図表28 障害児数（18歳未満手帳所持者）の推移



※資料：社会福祉課





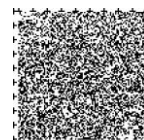
4. 子育て支援事業の提供体制

子育て支援事業の提供体制として、施設数、定員数を以下の表にまとめました。

図表29 子育て支援事業の提供体制

子育て支援事業	施設の種類	施設数	定員数
幼児期の教育事業	幼稚園	6 か所	1,150人
幼児期の保育事業	認可保育所	7 か所	523人
	認可外保育施設	2 か所	184人
	事業所内保育施設	5 か所	106人
地域の子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業	3 か所	—
	一時預かり事業（保育所・認定こども園）	4 か所	—
	ファミリーサポート・センター事業	1 か所	—
	延長保育事業	4 か所	—
	病児保育事業	1 か所	—
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	2 か所	—
	放課後児童クラブ	11か所	470人

平成31年4月1日現在





5. ニーズ調査結果

本市の子どもと家庭の状況を把握するために実施した「幸手市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果の概要です。

(1) 調査の種類

調査名	調査対象	調査方法
就学前児童保護者調査	市内在住の就学前児童（0～5歳）のいる保護者1,474人（住民基本台帳）	郵送による 配布・回収
小学生児童保護者調査	市内在住の小学生（1～6年生）のいる保護者726人を無作為抽出（住民基本台帳）	

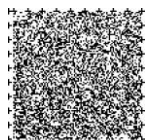
(2) 調査期間

平成31年1月7日～1月21日

(3) 回収結果

調査名	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者調査	1,474件	660件	44.8%
小学生児童保護者調査	726件	322件	44.4%
合計	2,200件	982件	44.6%

- ・図表中の「n」は各設問に該当する回答者の総数であり、回答率（％）の母数をあらわしている。
- ・回答率は小数点第2位を四捨五入して記載しているため、合計が100％にならないことがある。また、回答者が2つ以上回答することができる質問（複数回答）の場合、その回答率の合計は100％を超えることがある。
- ・調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。
- ・図表中の今回調査は平成30年度実施の調査を、前回調査は平成25年度実施の調査を指し、本文中のコメントは今回調査について述べている。





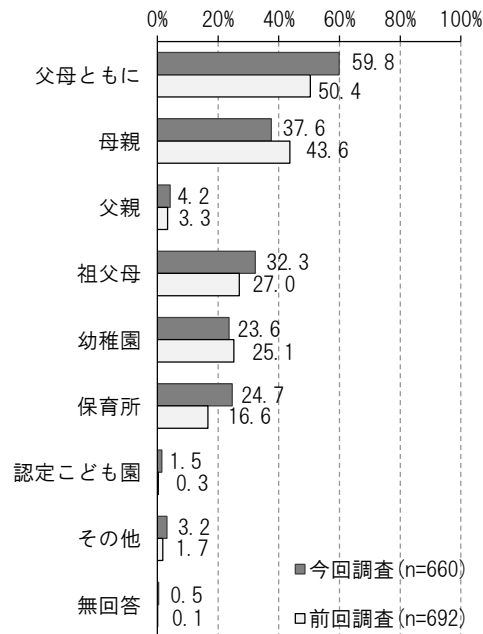
①子育てを取り巻く環境

●子育てに関わっているのは「父母ともに」が約6割

●「父母ともに」は増加、「母親」は減少

日常的に子育てに関わっている方は「父母ともに」(59.8%)が最も高く、次いで「母親」(37.6%)、「祖父母」(32.3%)の順となっています。

図表30 日常的に子育てに関わっている方(施設含む)(複数回答)

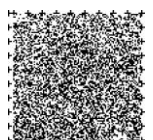
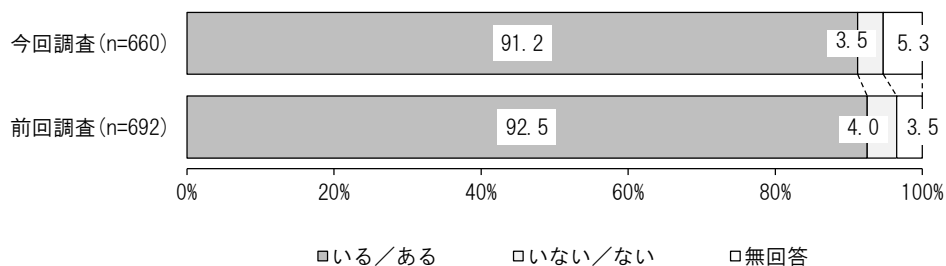


②子育てに関して気軽に相談できる人の有無

●子育てで気軽に相談できる人がいる割合は約9割

気軽に相談できる人の有無をみると、「いる／ある」が91.2%、「いない／ない」が3.5%となっています。

図表31 子育てに関して気軽に相談できる人の有無



Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



③母親の就労状況

●小学生保護者の母親の就労率は約8割、就学前保護者の母親は約半数

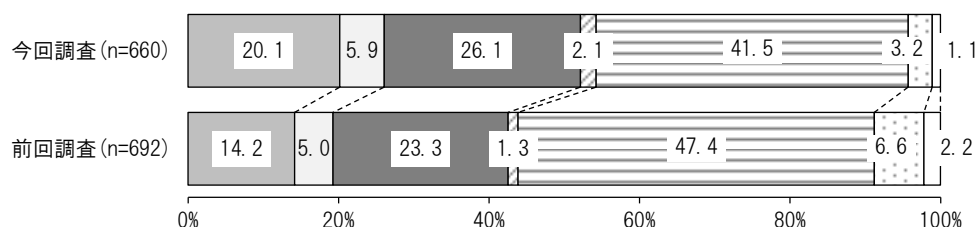
●就労している母親は増加傾向

就学前児童では、「パート・アルバイト等で就労していて、産休・育休・介護休業中ではない」が26.1%、「フルタイムで就労していて、産休・育休・介護休業中ではない」が20.1%と、合わせて就業中の人は46.2%となっています。

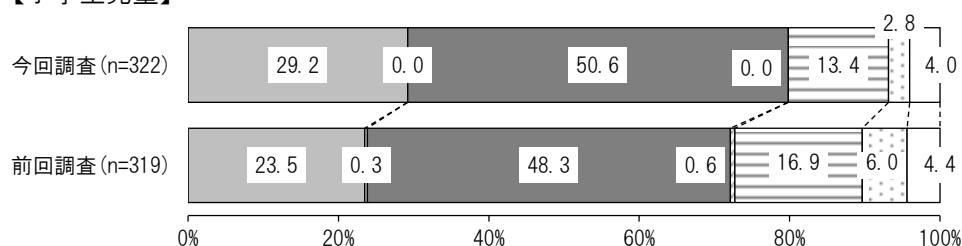
小学生児童では「パート・アルバイト等で就労していて、産休・育休・介護休業中ではない」が50.6%、「フルタイムで就労していて、産休・育休・介護休業中ではない」が29.2%と、合わせて79.8%の方が就労しています。

図表32 母親の就労状況

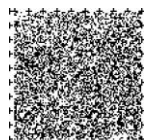
【就学前児童】



【小学生児童】



- フルタイムで就労していて、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労していて、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労していて、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労していて、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答





④定期的な教育・保育事業の利用状況

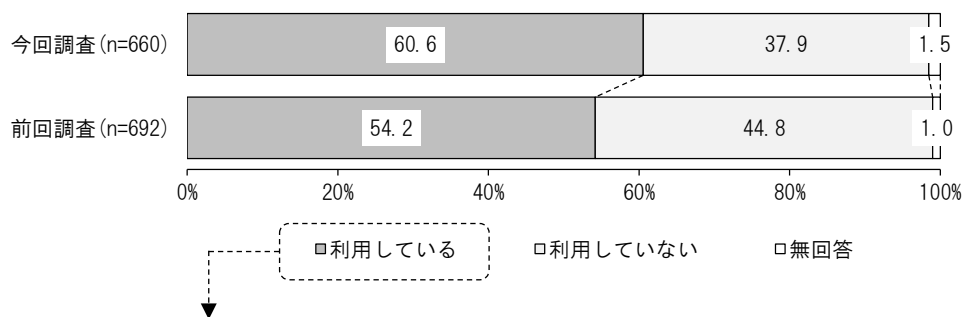
- 定期的な教育・保育事業の利用率は約6割で幼稚園、認定保育所の順に利用されている
- 利用希望は幼稚園が最も高い

定期的な教育・保育事業を「利用している」人は60.6%となっています。

利用中の事業は、「幼稚園」(47.5%)、「認定保育所」(38.5%)、「幼稚園の預かり保育」(10.8%)の順で高くなっています。

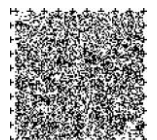
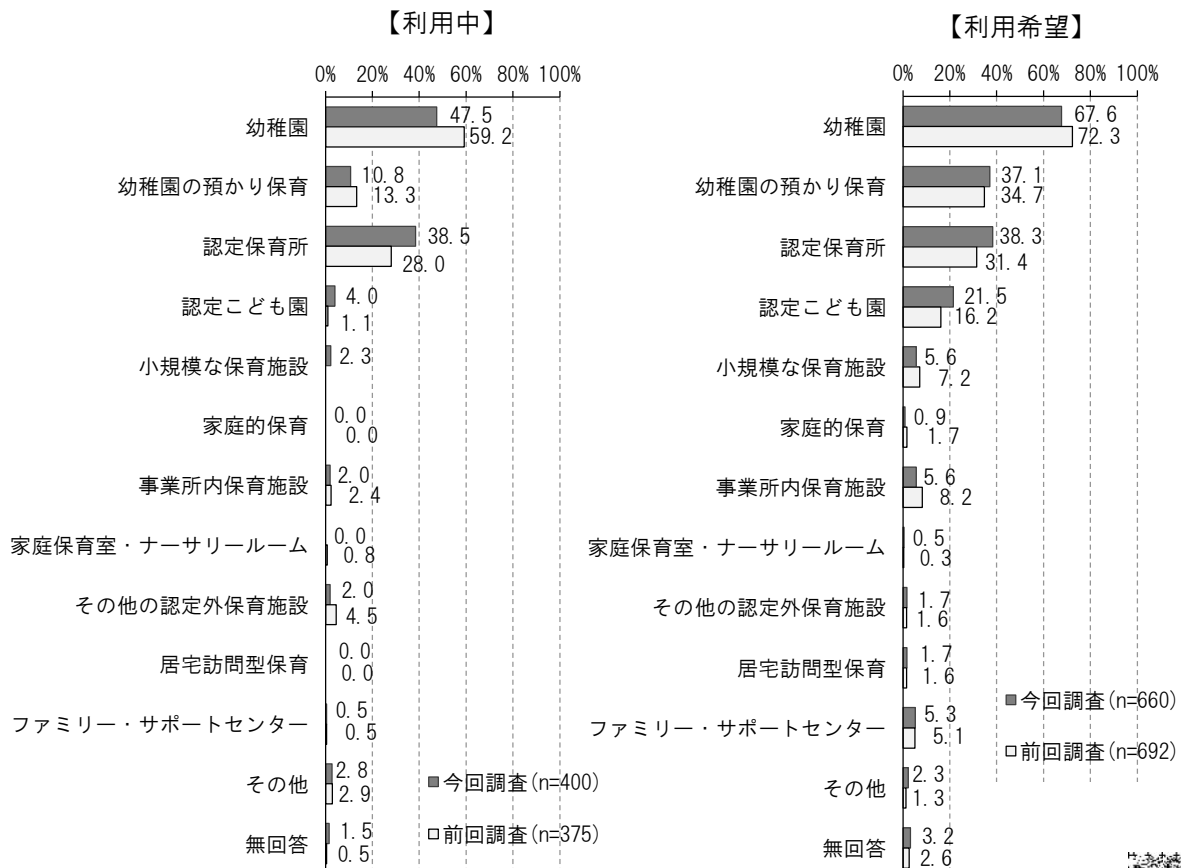
今後、利用を希望する事業は、「幼稚園」(67.6%)、「認定保育所」(38.3%)、「幼稚園の預かり保育」(37.1%)の順で高くなっています。

図表33 定期的な教育・保育事業の利用状況



図表34 利用中の定期的な教育・保育事業（複数回答）

図表35 希望する定期的な教育・保育事業（複数回答）



Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



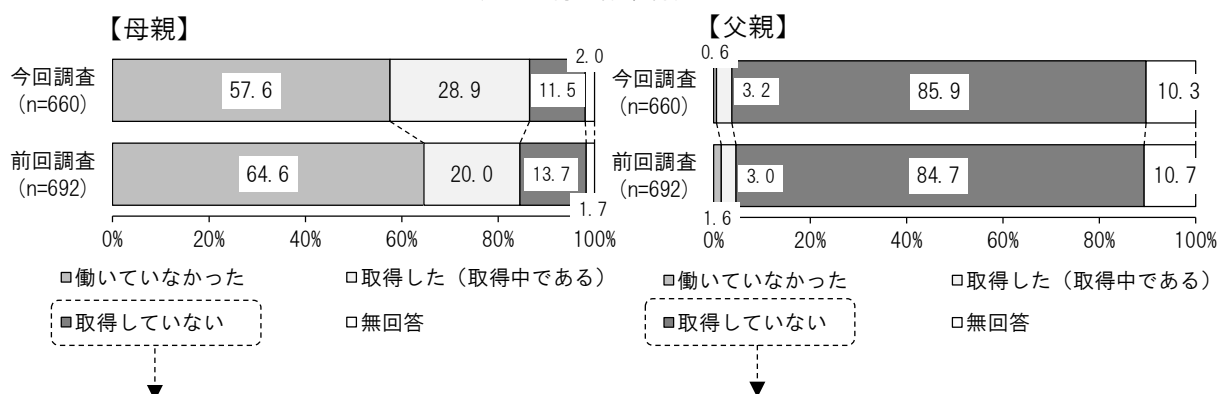
⑤育児休業の取得状況

- 就学前児童保護者の母親の育児休業取得率は約3割、父親は1割未満
- 育児休業を利用しない理由は母親は退職した、父親は仕事が忙しかったが多い

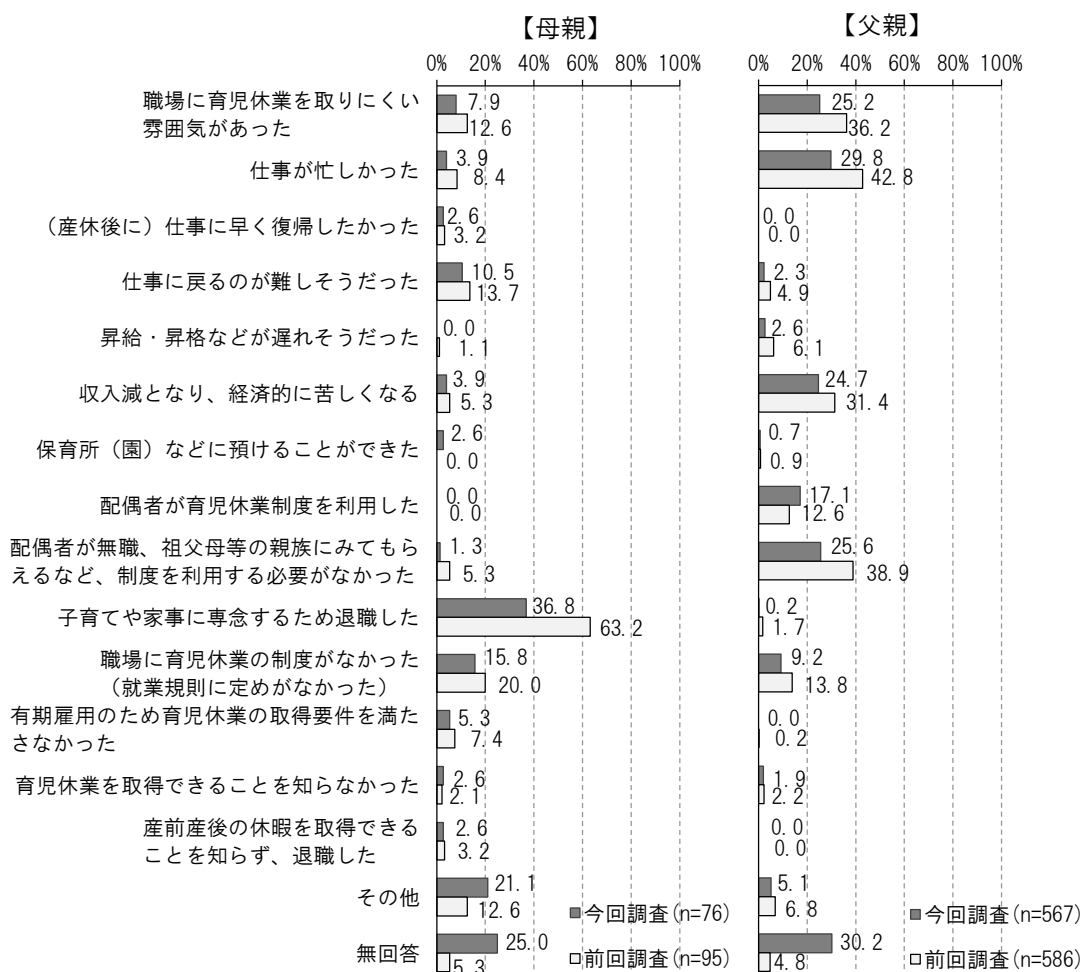
育児休業制度の利用状況は、母親が28.9%、父親が3.2%となっています。

育児休業を利用しない理由は、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」(36.8%)、父親は「仕事が忙しかった」(29.8%)が最も高くなっています。

図表36 育児休業制度の利用状況



図表37 育児休業を利用しない理由(複数回答)





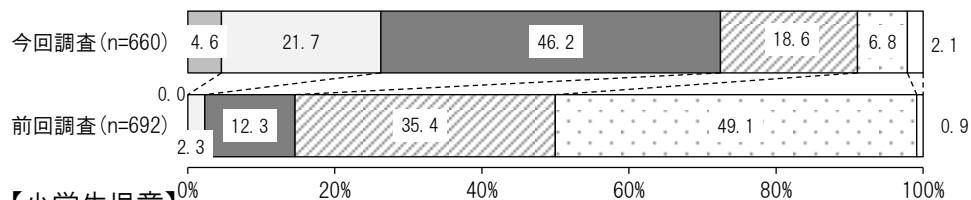
⑥地域の子育ての環境や支援への満足度

- 地域の子育ての環境や支援で満足している人とふつうという人は就学前児童保護者で7割台、小学生保護者で約6割
- 満足していない割合は就学前児童保護者で大きく低下

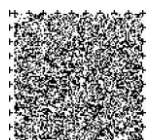
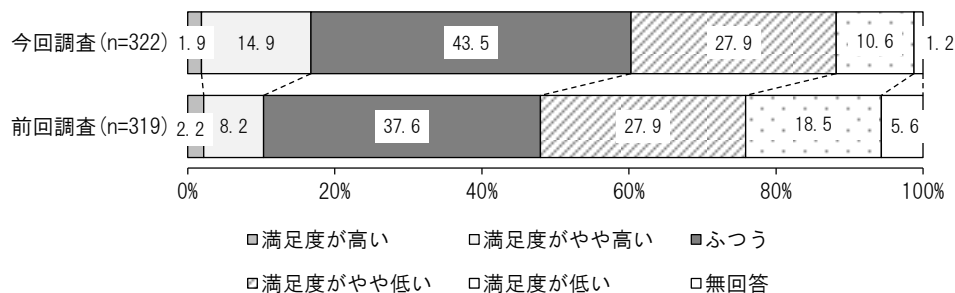
地域の子育ての環境や支援への満足度は、就学前児童では「満足度がやや高い」、「満足度が高い」、「ふつう」を合わせて72.5%、小学生児童では60.3%となっており、前回調査と比べ、いずれも満足度が低い回答は減少しており、特に就学前児童で大幅に低下しています。

図表38 地域の子育ての環境や支援への満足度の状況

【就学前児童】



【小学生児童】



Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



⑦幼児教育無償化について

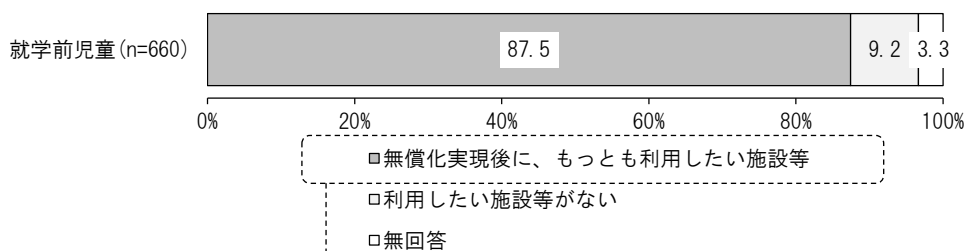
●幼児教育・保育の無償化後に利用したい施設は幼稚園が約半数

●無償化後に「就労を開始する(したい)」母親は約2割

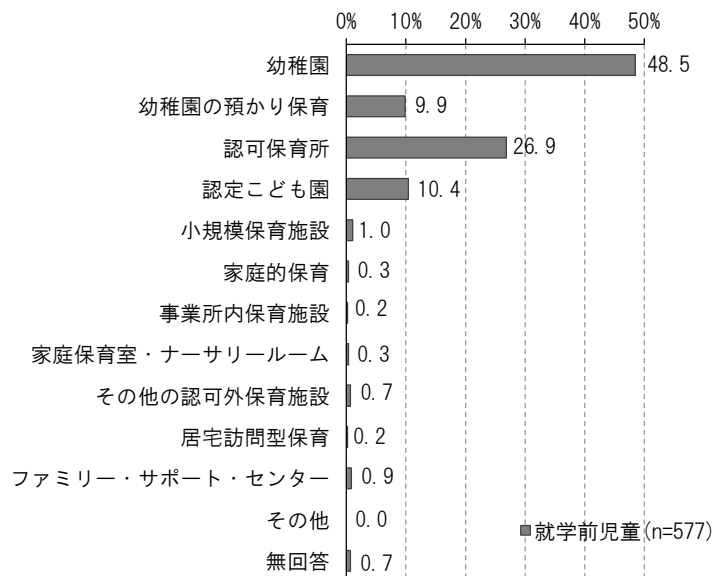
幼児教育・保育の無償化後に利用したい施設の有無は、87.5%が利用したいと回答(577人)し、その内訳は「幼稚園」が48.5%と最も高くなっています。

幼児教育・保育の無償化が実現した場合の就労状況の変化は、母親は「就労していなかったが、就労を開始する(したい)」が20.3%、父親は「変わらない」が85.6%となっています。

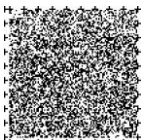
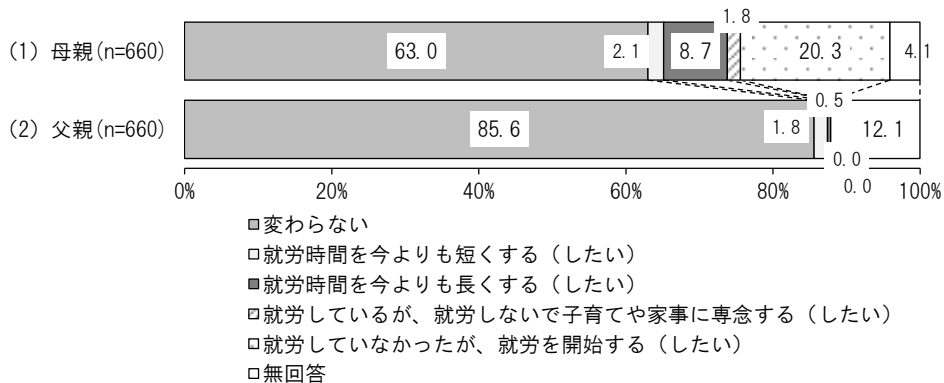
図表39 無償化後に利用したい施設の有無



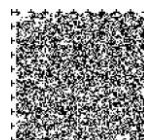
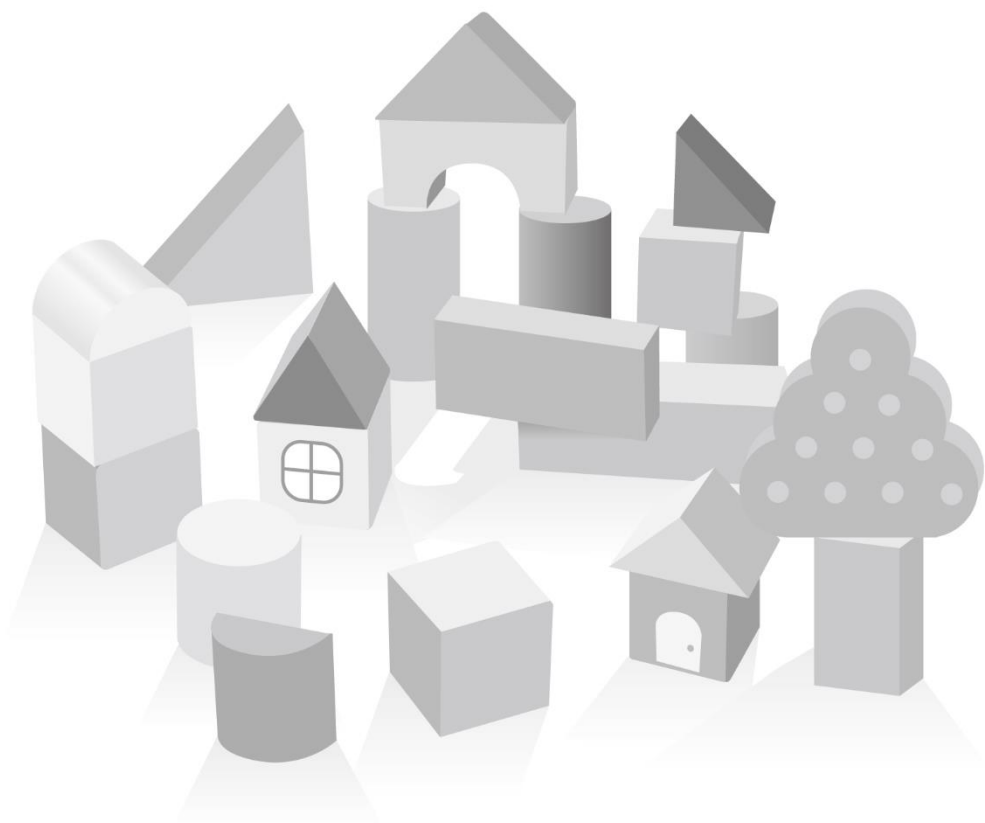
図表40 無償化後に利用したい施設



図表41 無償化後の就労状況の変化



Ⅲ.計画の基本的な考え方





1. 政策目標

子どもが いきいきと育ち、 子育てしやすいまち

安心して子どもを産み、子育てができるとともに、子どもがいきいきと育つよう、子育て世代への支援を充実し、地域や社会全体で子育てをする環境の整備を推進します。また、子どもの豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ教育の充実と、子どもたちが安心して学ぶことができる学校環境の整備を推進するとともに、地域と協力して青少年の健全育成を推進します。

2. 基本的な視点

政策目標を実現するため、本市は次の3項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

視点1 子どもの成長を支援する視点

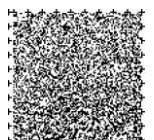
子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもが一人の人間として尊重され、個性や自主性を育みながら自分自身で育つ力を身につけ、健やかに成長することへの支援が必要です。

視点2 切れ目のない子育て支援の視点

子育て支援の量的拡充と質的改善を図っていく際に、妊娠、出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、子どもの発達段階に応じた保護者への支援を行っていくことが必要です。

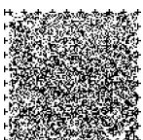
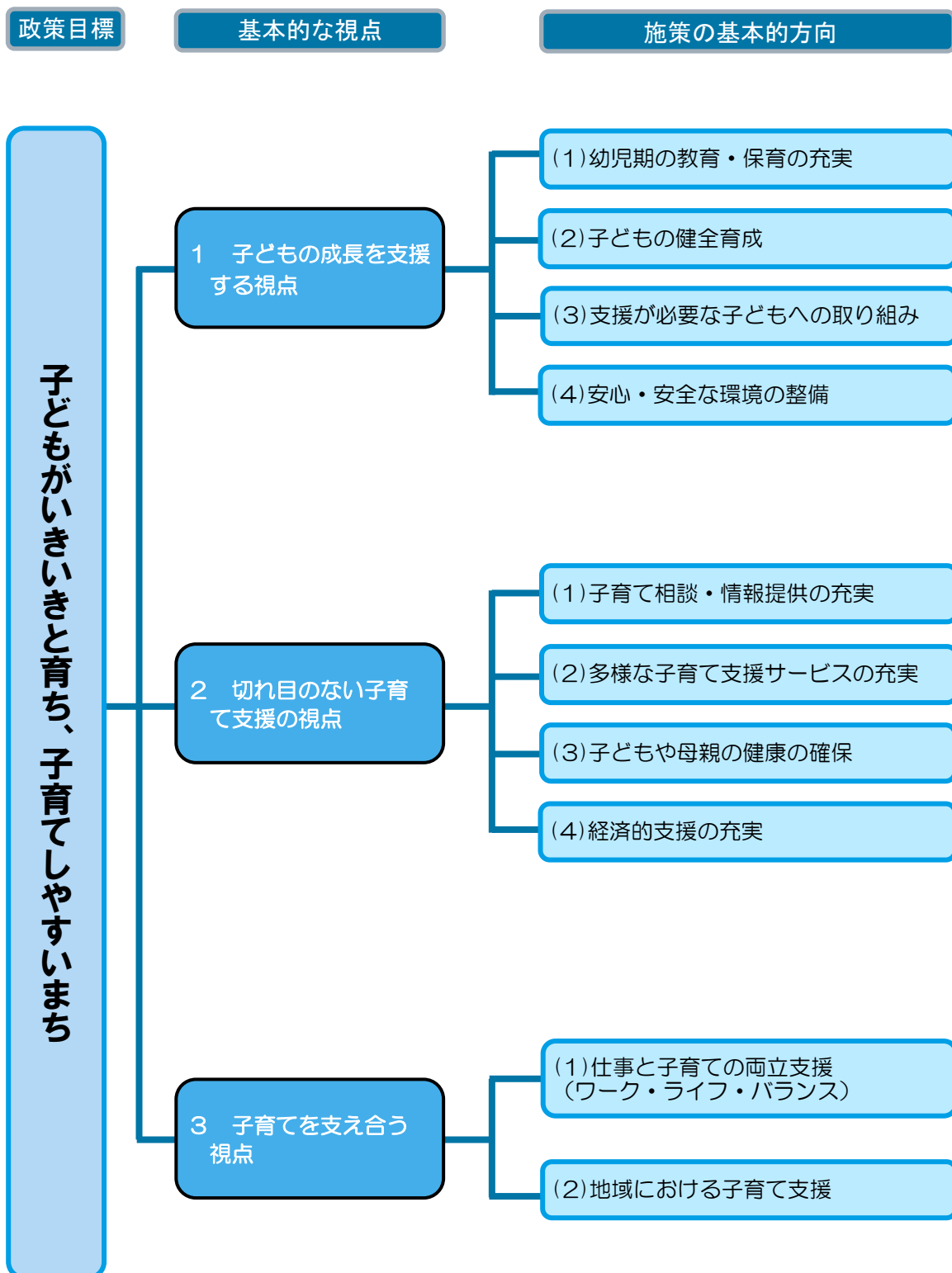
視点3 子育てを支え合う視点

子育て支援は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、行政や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに対策を進めていくことが必要です。





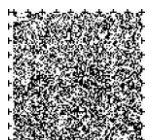
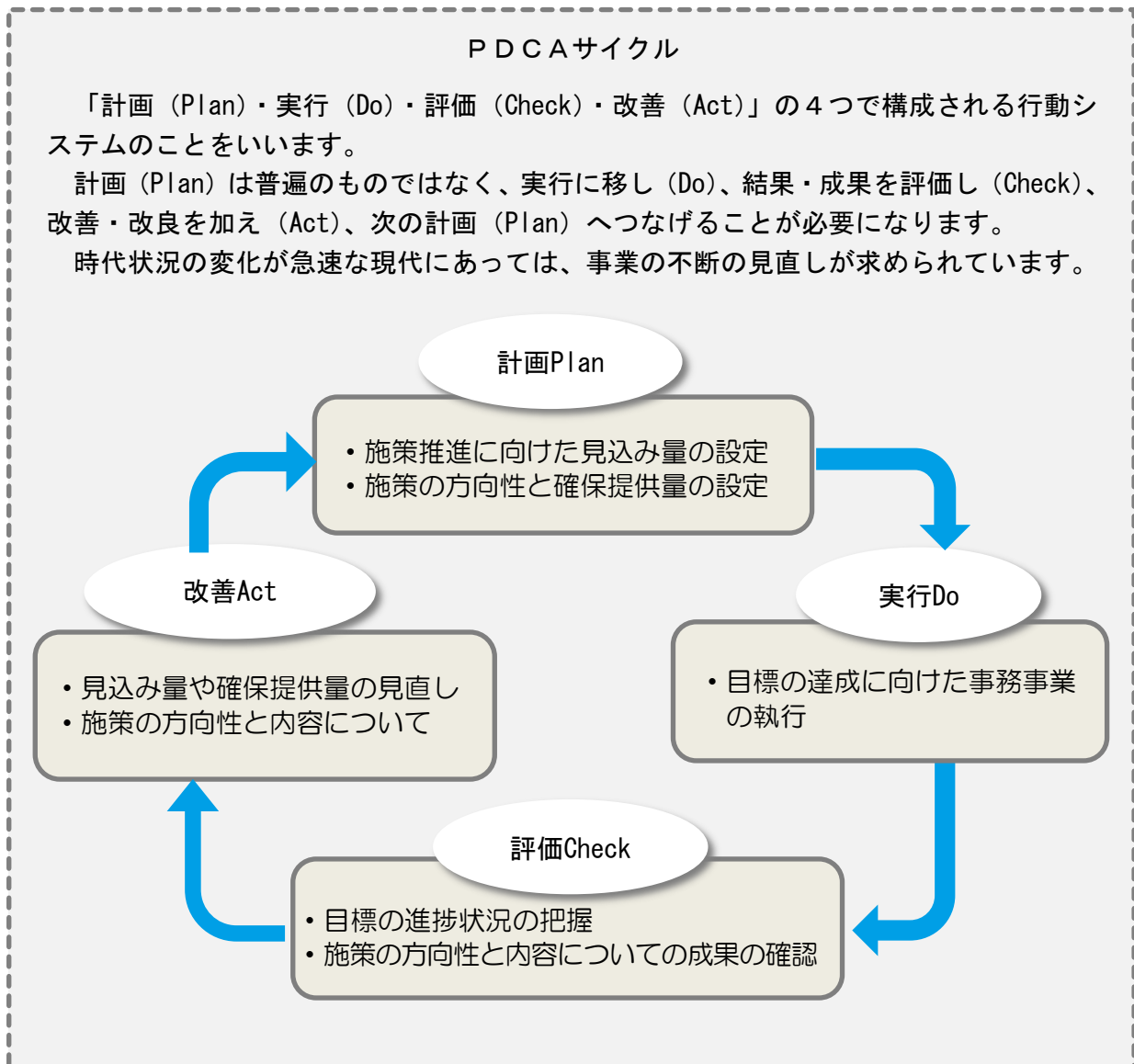
3. 計画の体系





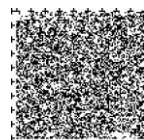
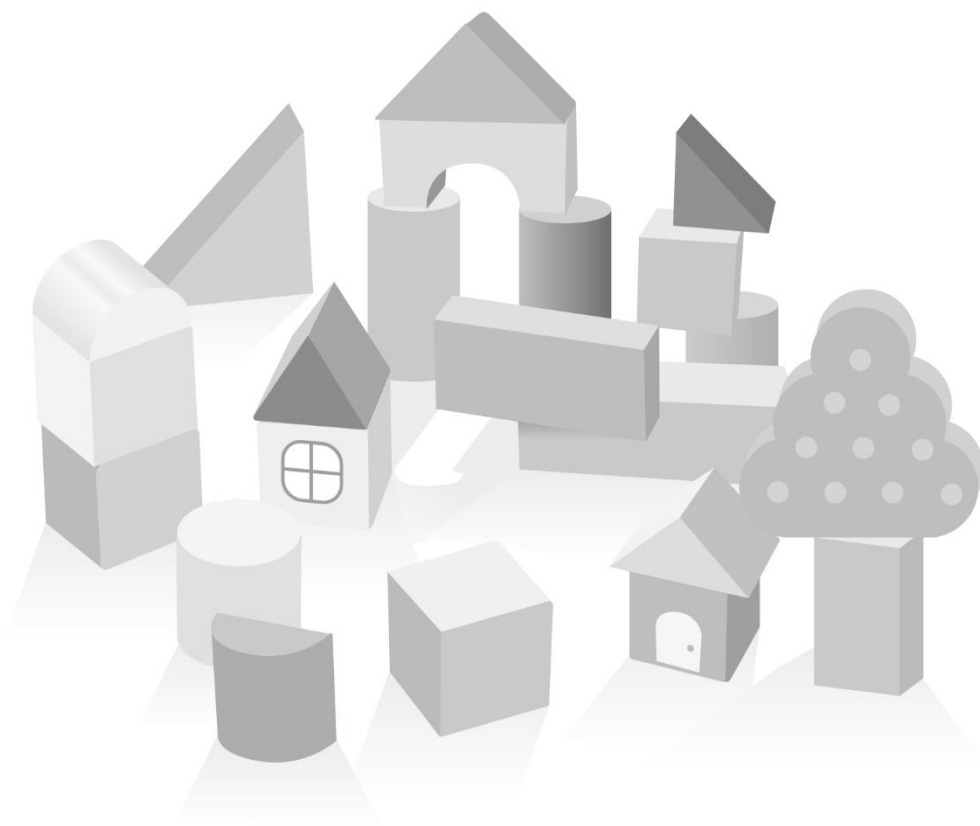
4. 計画の推進体制

本計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルのプロセスに基づき、「幸手市児童福祉審議会」において、本計画の進捗状況等について報告し、点検・評価を受けるとともに、その結果や内容を施策や事業の見直し等に反映させることとします。





IV.子ども・子育て支援事業の展開





1. 子ども・子育て支援新制度の趣旨とポイント

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、平成27年度から本格的に施行されました。

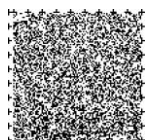
主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」及び「地域子ども・子育て支援の強化」です。

◆子ども・子育て関連3法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化並びに学校及び児童福祉施設としての法的位置付け
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④市町村が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- ⑤社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- ⑥政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- ⑦子ども・子育て会議の設置（児童福祉審議会）
- ⑧施行時期
 - ・平成27年4月に本格施行





2. 子ども・子育て支援新制度の概要

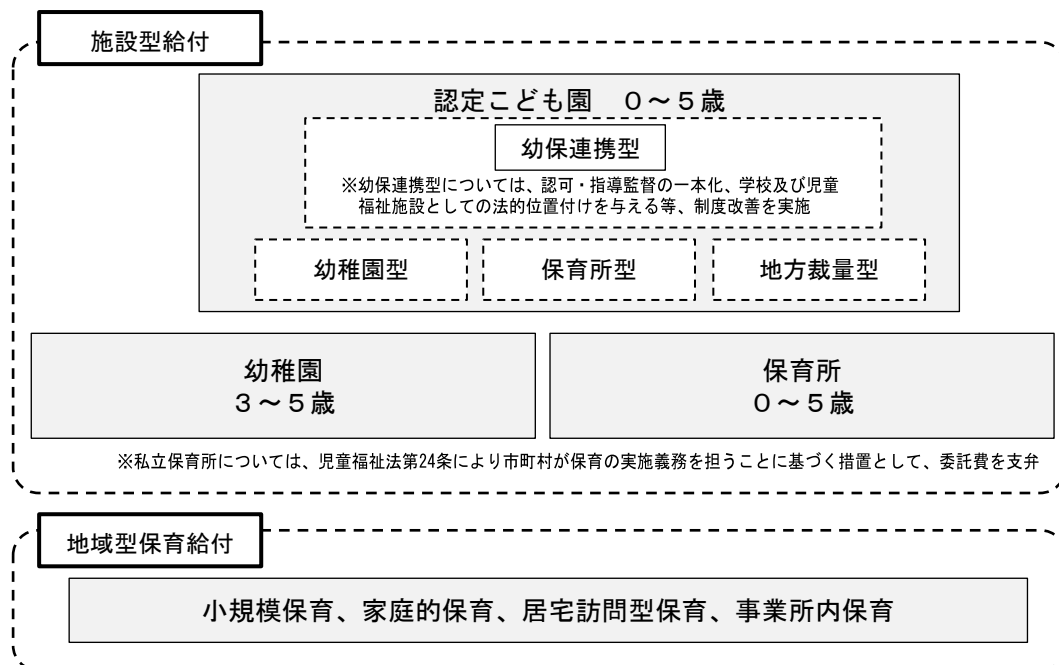
(1) 子ども・子育て支援給付

① 子どものための教育・保育給付（市町村主体）

【認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援】

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、給付対象の認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受けるしくみ（法定代理受領）となります。給付は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



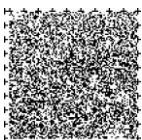
資料：内閣府

■地域型保育事業

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となっています。

認可定員	19人以下	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型 保育 事業主体：市町村、 民間事業者等	事業所内 保育 事業主体：事業主等
	6人以上 5人以下 1人	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等		
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 (子どもの居宅及び事業所内保育を行う 場所を除きます。)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども ＋ 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

資料：内閣府

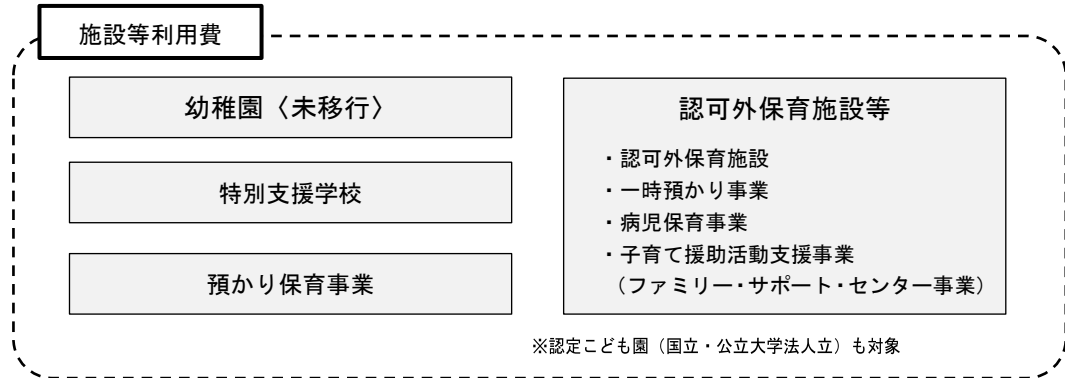




② 子育てのための施設等利用給付【新設】（市町村主体）

【幼稚園〈未移行〉、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援】

令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。



資料：内閣府

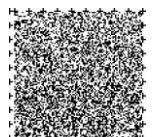
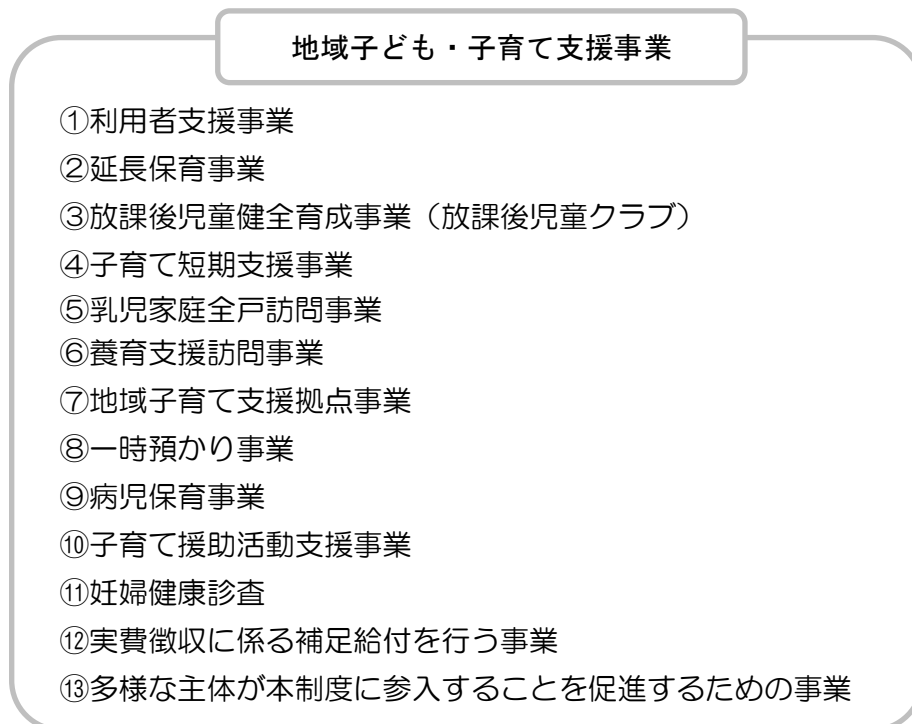
（２）その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

① 地域子ども・子育て支援事業（市町村主体）

【地域の実情に応じた子育て支援】

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13の事業が定められており、地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。



Ⅳ.子ども・子育て支援事業の展開



② 仕事・子育て両立支援事業（国主体）

【仕事と子育ての両立支援】

平成28年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業「仕事・子育て両立支援事業」が創設されました。

■企業主導型保育事業

多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的としています。

■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成します。

（３）子どもの認定区分

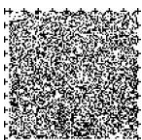
子ども・子育て支援給付のうち、子どものための教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、３号認定は満３歳未満の子ども、２号認定は満３歳以上の子どもとされており、保育必要量の認定も行うこととされています。

これに対し、子育てのための施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、「新３号認定」は満３歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子ども、「新２号認定」は満３歳に達する日以後の最初の３月３１日を経過した子どもとされており、保育必要量の認定はありません。また、「新３号認定」には保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件とされています。

① 子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者（支給要件）	保育必要量（内容）	給付を受ける施設・事業
１号認定子ども	満３歳以上の小学校就学前子どもであって、 ２号認定子ども以外のもの （第19条第１項第１号）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
２号認定子ども	満３歳以上の小学校就学前子どもであって、 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （第19条第１項第２号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
３号認定子ども	満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （第19条第１項第３号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育

※支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における規定
資料：内閣府





保育の必要性の認定（２号及び３号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては、以下の点を考慮して行われます。

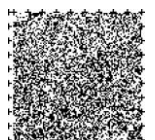
事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区 分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 （現行の１１時間の開所時間に相当） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分

② 子育てのための施設等利用給付の認定区分（保育必要量の認定は不要）

認定区分	対象者（支給要件）	支給に係る施設・事業
新１号認定子ども	<u>満３歳以上の小学校就学前子どもであって、新２号認定子ども・新３号認定子ども以外</u> のもの （第３０条の４第１号）	幼稚園、特別支援学校等
新２号認定子ども	<u>満３歳に達する日以後最初の３月３１日を経過した小学校就学前子どもであって、第１９条第１項第２号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> （第３０条の４第２号）	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満３歳入園児は新３号、年少児からは新２号）
新３号認定子ども	<u>満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にあ</u> る小学校就学前子どもであって、第１９条第１項第２号の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u> （第３０条の４第３号）	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業（２歳児まで新３号、３歳児からは新２号）

※支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における規定
資料：内閣府



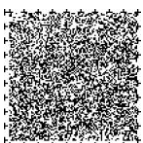
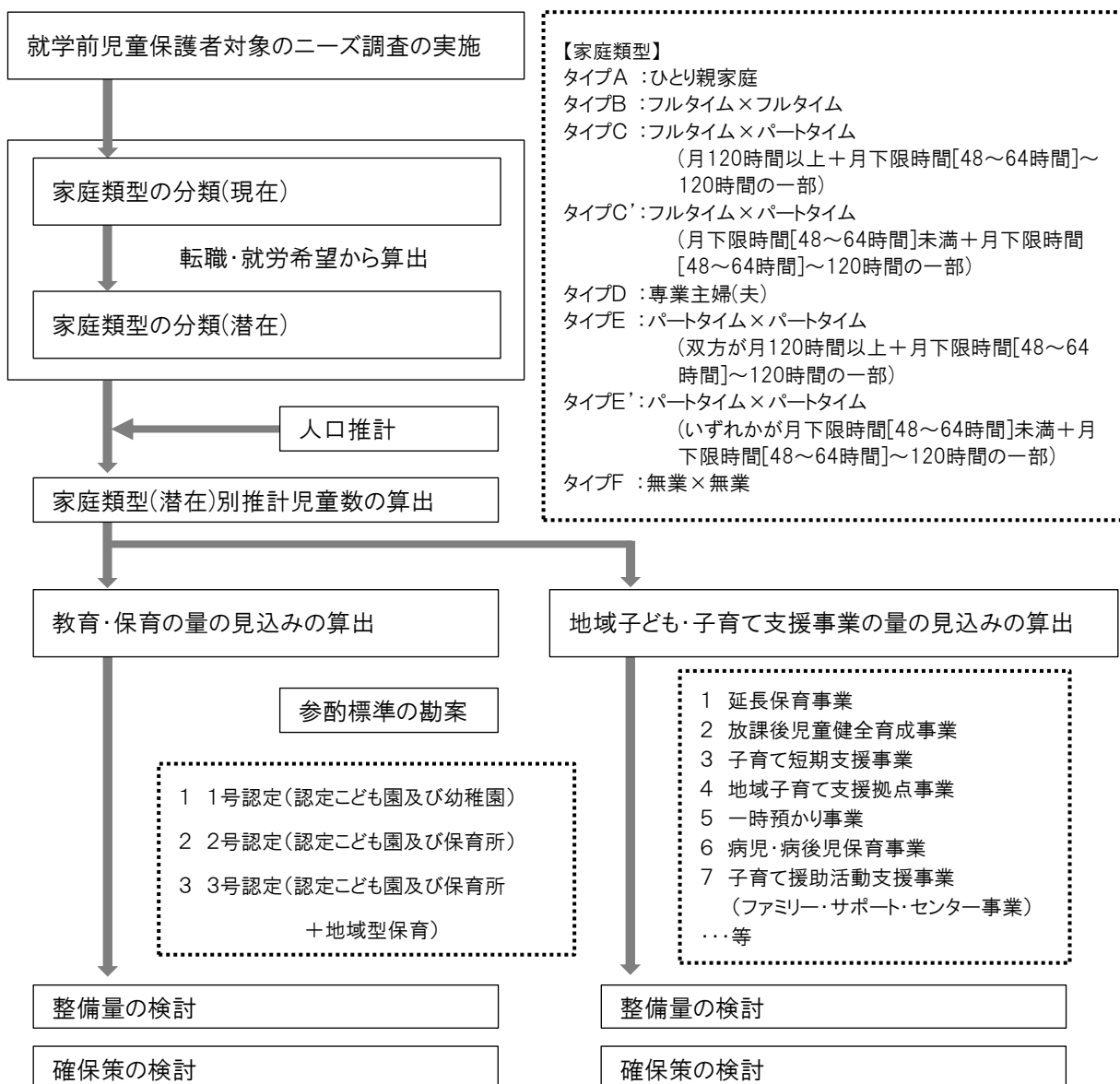


3. 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー

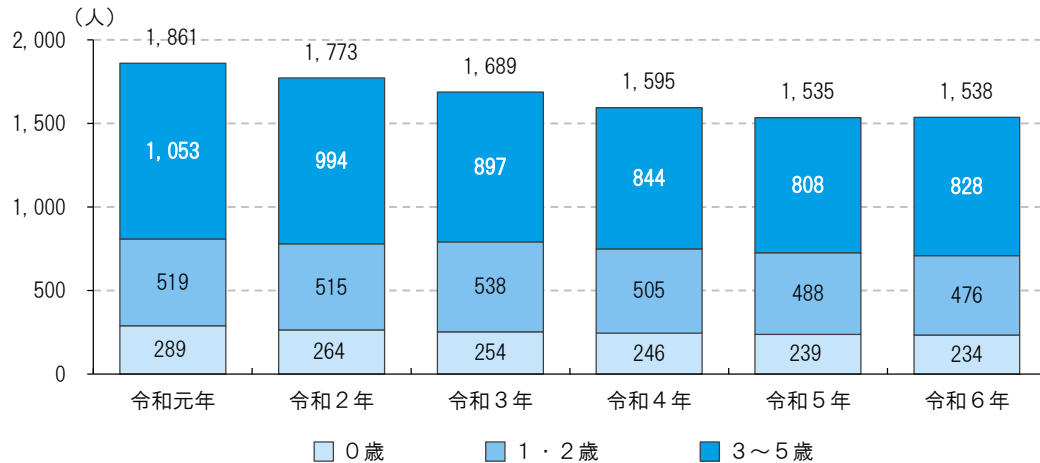




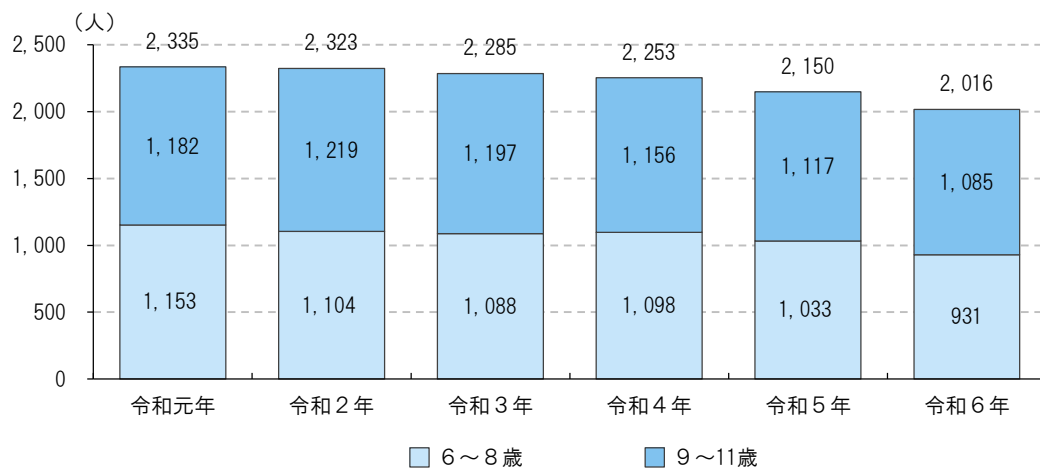
(2) 将来推計人口

本計画の計画期間（令和2年～令和6年）における年齢区分別児童人口の推計結果は以下のとおりです。0～5歳の未就学児童人口は令和6年には1,538人、小学生は2,016人と予測しています。

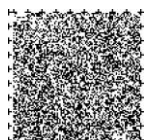
図表43 0～5歳（未就学児）の将来人口推計



図表44 6～11歳（小学生）の将来人口推計



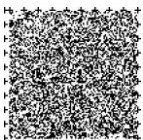
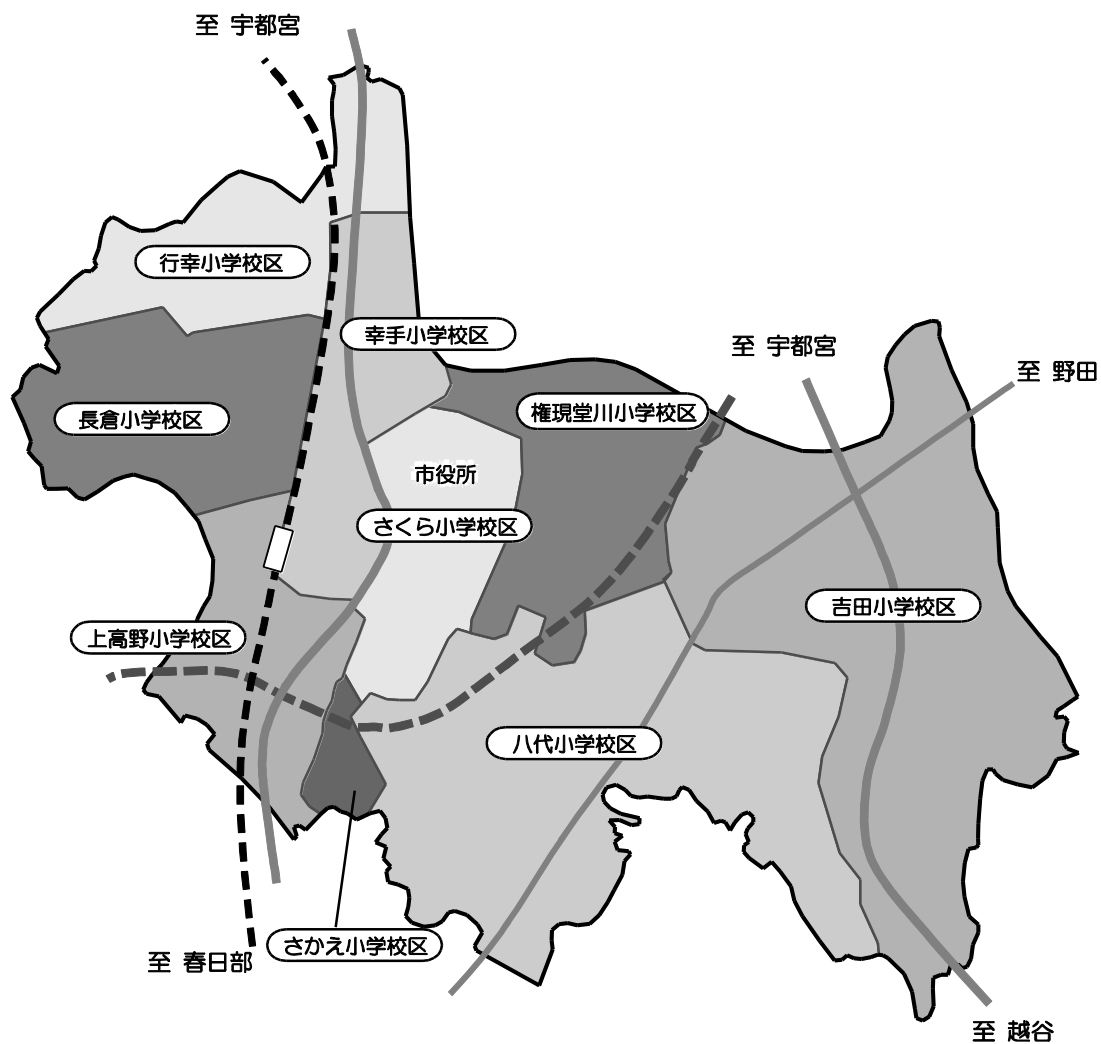
資料：第6次幸手市総合振興計画の将来人口（平成31年）より
端数を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります





4. 教育・保育提供区域の設定

本市では、これまでの教育・保育施設の整備状況やサービス見込み量にかかわる推計、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、市全体を提供区域とすることで、計画期間中における需要量と供給量に対して十分かつ柔軟な対応が可能となることから、市全域を1つの提供区域として設定することとします。





5. 幼児期の学校教育・保育

認定区分について

子ども・子育て支援新制度では、利用者の「認定区分」に応じて利用可能な幼児期の学校教育・保育施設が区分されます。

本計画では、以下の「認定区分」ごとに幼児期の学校教育・保育の確保提供量を計画します。

図表45 幼児期の学校教育・保育に関する認定区分

算出区分	区分の概要	該当する施設・事業
1号認定	「保育の必要性」の認定を受けない、満3歳以上就学前の子ども 教育標準時間：4時間	認定こども園
2号認定 (保育認定)	「保育の必要性」の認定を受ける満3歳以上就学前の子ども 保育短時間：8時間 保育標準時間：11時間	認定こども園、認可保育所
3号認定 (保育認定)	「保育の必要性」の認定を受ける満3歳未満の子ども 保育短時間：8時間 保育標準時間：11時間	認定こども園、認可保育所、事業所内保育所

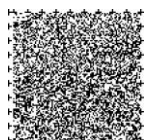
各年度における教育・保育の量の見込み（目標事業量）

アンケート調査による認定こども園や保育所の現在の利用状況、今後の利用希望、母親の就労希望、計画期間の児童人口推計に基づき、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込みを推計しました。以下の認定区分ごとの量の見込みを計画期間の目標事業量とします。

図表46 幼児期の学校教育・保育に関する量の見込み

単位：人

認定区分	対象年齢	平成 30年度	量の見込み				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1号認定	3～5歳児	718	705	638	607	579	604
2号認定	3～5歳児	288	289	259	237	229	224
3号認定	0歳児	43	32	32	32	32	32
	1・2歳児	190	172	164	156	148	141



IV.子ども・子育て支援事業の展開



(1) 満3歳～就学前の子どもの幼稚園利用（1号認定）

保育の必要性の認定を受けない満3歳以上就学前の子どもが対象です。

図表47 幼稚園の見込み量と確保提供量

単位：人

	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①推計利用者	718	705	638	607	579	604
②確保提供量	1,150	1,115	1,080	1,045	1,045	1,045
差異（②－①）	432	410	442	438	466	441

(2) 保育所等利用（2号認定・3号認定）

保育の必要性の認定を受ける満3歳以上就学前の子どもが対象です。

図表48 認可保育所等の見込み量と確保提供量（2号認定）

単位：人

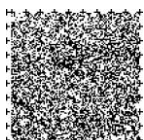
	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①推計利用者	288	289	259	237	229	224
②確保提供量	323	323	323	323	323	323
保育所	323	323	323	323	323	323
認定こども園	—	—	—	—	—	—
差異（②－①）	35	34	64	86	94	99

保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の子どもが対象です。

図表49 認可保育所等の見込み量と確保提供量（3号認定：0歳）

単位：人

	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①推計利用者	43	32	32	32	32	32
②確保提供量	42	42	42	42	42	42
保育所	42	42	42	42	42	42
認定こども園	—	—	—	—	—	—
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
差異（②－①）	△1	10	10	10	10	10

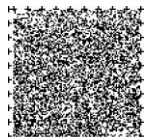




図表50 認可保育所等の見込み量と確保提供量（3号認定：1・2歳）

単位：人

	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①推計利用者	190	172	164	156	148	141
②確保提供量	158	158	158	158	158	158
保育所	158	158	158	158	158	158
認定こども園	—	—	—	—	—	—
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
差異（②－①）	△32	△14	△6	2	10	17



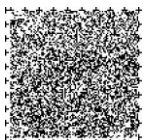


6. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条各号に該当する以下の13事業を指します。

図表51 地域子ども・子育て支援事業の一覧

事業名	事業の概要	掲載頁
1 利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	51
2 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業	52
3 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	53
4 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））	54
5 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	55
6 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業	56
7 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	57
8 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業	58
9 病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等する事業	60
10 子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	61
11 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じた医学的検査を実施する事業	62
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	施設等利用給付認定保護者に対し、副食材料費に要する費用を助成する事業	63
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等へ民間事業者の参入、多様な事業者の能力を活用した設置・運営を促す事業	63





(1) 利用者支援事業

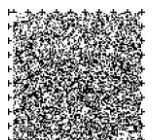
①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	子育て支援総合窓口
事業概要	保育所、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	0歳～5歳
推計単位	設置か所数

②量の見込みと確保提供量

図表52 利用者支援事業の量の見込みと確保提供量

	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1	1
確保提供量(か所)	1	1	1	1	1	1



Ⅳ.子ども・子育て支援事業の展開



(2) 延長保育事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	延長保育事業
事業概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所における通常の保育時間を超えて保育を行います。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	未就学児
推計単位	利用人数（人）

②事業実績の推移

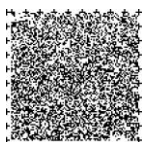
図表53 延長保育事業 実績の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数（人）	241	257	228	593	452

③量の見込みと確保提供量

図表54 延長保育事業の量の見込みと確保提供量

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み（人）	498	521	544	567	590
②確保提供量（人）	498	521	544	567	590
（か所）	4	4	4	4	4
差異（②－①）	0	0	0	0	0





(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	放課後児童健全育成事業
事業概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に学校の余剰教室や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	小学1年生～小学6年生
推計単位	利用人数（人）

②事業実績の推移

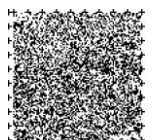
図表55 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用人数合計（人）	286	306	352	382	397
低学年（人）	199	227	240	258	262
高学年（人）	87	79	112	124	135

③量の見込みと確保提供量

図表56 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	436	436	436	436	436
②確保提供量（人）	470	470	470	470	470
（か所）	11	11	11	11	11
差異（②－①）	34	34	34	34	34



Ⅳ.子ども・子育て支援事業の展開



(4) 子育て短期支援事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	子どものショートステイ事業
事業概要	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童福祉施設等において必要な養育を行う事業です。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	0歳～18歳未満
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

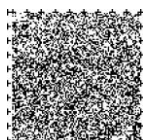
図表57 子育て短期支援事業 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数	—	0	4	4	4

③量の見込みと確保提供量

図表58 子育て短期支援事業の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（延べ人数）	10	10	10	10	10
②確保提供量（延べ人数）	10	10	10	10	10
（か所）	2	2	2	2	2
差異（②－①）	0	0	0	0	0





(5) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
事業概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を母子訪問相談員（保健師・助産師等）が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や支援を行う事業です。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	0歳
推計単位	対象人数（人）

②事業実績の推移

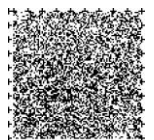
図表59 乳児家庭全戸訪問事業 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
対象人数（人）	315	274	272	244	196

③量の見込みと確保提供量

図表60 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	190	183	176	169	163
②確保提供量（人）	190	183	176	169	163
差異（②－①）	0	0	0	0	0



Ⅳ.子ども・子育て支援事業の展開



(6) 養育支援訪問事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	養育支援訪問事業・子育て家事サポート事業
事業概要	子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	0歳～18歳未満
推計単位	対象人数（人）

②事業実績の推移

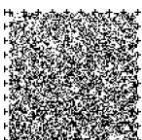
図表61 養育支援訪問事業の対象者数の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
対象人数（人）	78	52	124	71	112

③量の見込みと確保提供量

図表62 養育支援訪問事業の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	110	109	108	107	105
②確保提供量（人）	110	109	108	107	105
差異（②－①）	0	0	0	0	0





(7) 地域子育て支援拠点事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	地域子育て支援拠点事業
事業概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供などを行います。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	未就園児
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

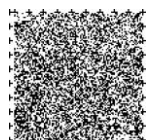
図表63 地域子育て支援拠点事業 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数	7,579	9,637	11,411	10,758	10,063

③量の見込みと確保提供量

図表64 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(延べ人数)	9,468	9,468	9,468	9,468	9,468
②確保提供量(延べ人数)	9,468	9,468	9,468	9,468	9,468
(か所)	3	3	3	3	3
差異 (②－①)	0	0	0	0	0



IV.子ども・子育て支援事業の展開



(8) - 1 一時預かり事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	一時保育事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）
事業概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。園によって預かり保育の実施日、時間などの状況は異なります。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	未就学児
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

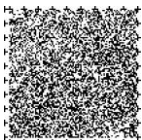
図表65 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育） 実績の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間の利用延べ人数	33, 112	34, 357	31, 812	32, 194	32, 026

③量の見込みと確保提供量

図表66 一時預かり事業（在園児を対象とする幼稚園預かり保育）の量の見込みと確保提供量

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み（延べ人数）	32, 244	32, 353	32, 463	32, 573	32, 684
②確保提供量（延べ人数） （か所）	5	5	5	5	5
差異（②－①）	0	0	0	0	0





(8) - 2 一時預かり事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	一時保育事業（幼稚園の預かり保育以外）
事業概要	日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に子どもを預けることができる事業です。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	0歳～5歳
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

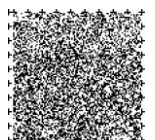
図表67 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外） 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数	1,509	1,524	1,567	1,643	1,820

③量の見込みと確保提供量

図表68 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（延べ人数）	2,115	2,115	2,115	2,115	2,115
②確保提供量（延べ人数） （か所）	5,880 4	5,880 4	5,880 4	5,880 4	5,880 4
差異（②－①）	3,765	3,765	3,765	3,765	3,765



IV.子ども・子育て支援事業の展開



(9) 病児保育事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	病児保育事業
事業概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な子どもを、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育をする事業です。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	0歳～小学3年生
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

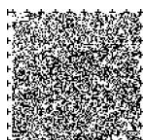
図表69 病児保育事業 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数	—	90	93	97	96

③量の見込みと確保提供量

図表70 病児保育事業の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（延べ人数）	100	102	105	107	109
②確保提供量（延べ人数）	100	102	105	107	109
差異（②－①）	0	0	0	0	0





(10) 子育て援助活動支援事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	ファミリー・サポート・センター事業
事業概要	乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	0歳～小学生
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

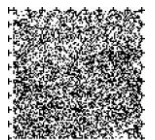
図表71 子育て援助活動支援事業 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数	1,473	1,796	915	1,976	2,051

③量の見込みと確保提供量

図表72 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（延べ人数）	2,210	2,210	2,210	2,210	2,210
②確保提供量（延べ人数）	2,210	2,210	2,210	2,210	2,210
差異（②－①）	0	0	0	0	0



Ⅳ.子ども・子育て支援事業の展開



(11) 妊婦健康診査

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	妊婦一般健康診査
事業概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施します。1人当たり14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付します。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象者	妊婦
推計単位	健診延べ回数

②事業実績の推移

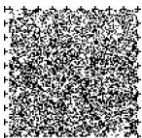
図表73 妊婦健康診査 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
健診延べ回数（回）	4,013	3,649	3,267	2,897	2,702

③量の見込みと確保提供量

図表74 妊婦健康診査の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(延べ回数)	2,350	2,192	2,045	1,907	1,779
②確保提供量(延べ回数)	2,350	2,192	2,045	1,907	1,779
差異 (②－①)	0	0	0	0	0



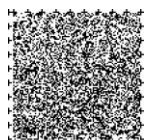


(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

本市事業名	実費徴収に伴う補足給付事業
事業概要	施設等利用給付認定保護者に対し、副食材料費に要する費用の助成を行います。

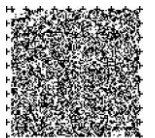
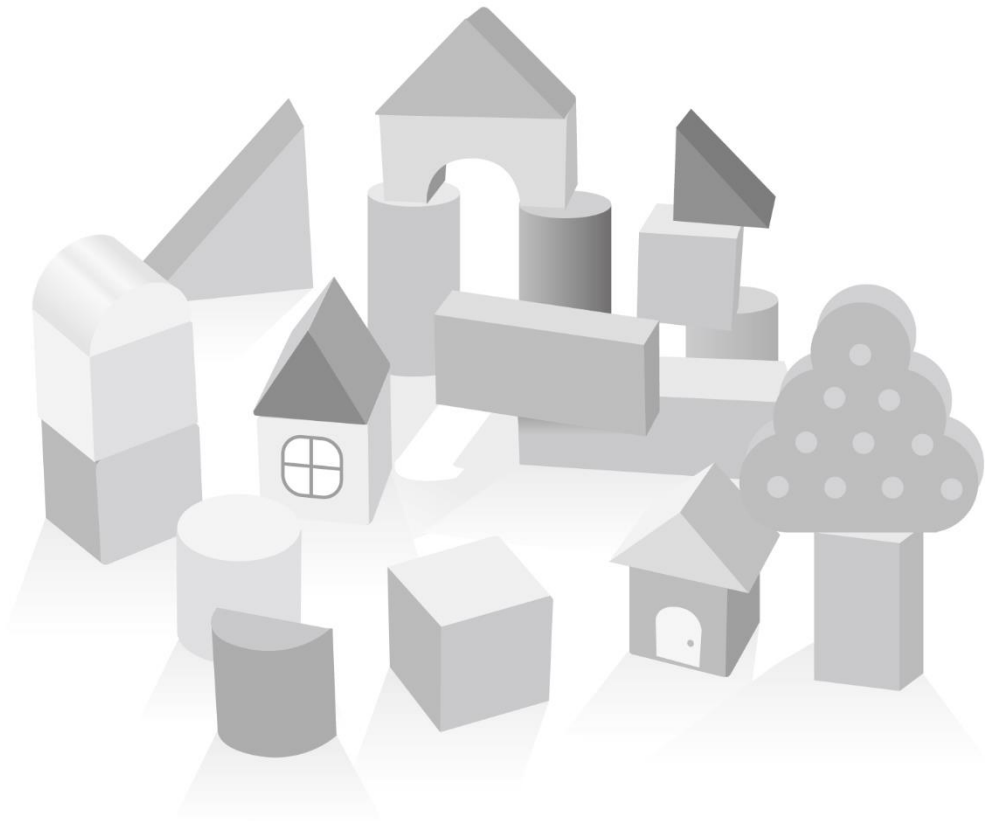
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本市事業名	多様な主体の参入促進事業
事業概要	新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置または運営を促進するための事業です。 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置します。 認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ支援（私学助成対象外の施設）をします。





V.施策事業の展開





基本的な視点 1 子どもの成長を支援する視点

《施策の基本的方向》

(1) 幼児期の教育・保育の充実

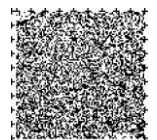
乳幼児期は遊びや生活をとおして、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の量の拡大や質の向上に努めます。

【主な施策事業】

★＝地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
1	通常保育事業	保護者の労働または疾病等、市で定める事由により、保護者から入所申請があった場合、家庭で保育できない子どもについて市内の認可保育所で保育を行います。	こども支援課
2	低年齢児保育事業	就労と子育て支援の両立を図るために、低年齢児の受け入れ体制を整備します。	こども支援課
3	障害児保育事業	障がいのある子どもについて、保護者の労働または疾病等により家庭において子どもを保育できない場合に、保護者の代わりに保育を行います。	こども支援課
4	延長保育事業★	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を超えて保育を行います。	こども支援課
5	一時保育事業★	保護者が仕事や急病、冠婚葬祭等の理由により家庭で保育できないときに、一時的にその子どもの保育を行います。	こども支援課
6	広域保育事業	保護者の仕事と子育ての両立を推進するため、保護者の勤務地がある市町村での保育所の入所、または幸手市に転入前の保育所への継続した入所を行うため、管外保育所への入所委託を行います。	こども支援課
7	保育所整備事業	老朽化した保育施設の整備を行います。	こども支援課
8	幼稚園・保育所・小学校連絡協議会	幼稚園・保育所の教育から義務教育である小学校への入学に向けて、関係機関の連携を図り、保護者の子育て、教育に対する不安の解消を図ります。	指導課
9	保育所入所予約事業（新規）	育児休業を取得する保護者の増加に伴い、1歳の誕生日まで育児休業を取得した後にスムーズに保育所へ入所できるよう予約制度を実施する。	こども支援課
10	保育ステーション整備事業（新規）	幸手駅周辺に保育ステーションを開設し、幸手駅を利用する保護者を対象に朝夕に児童を預かり、在籍する保育所に送迎することで、利用者の利便性向上を図る。	こども支援課



V. 施策事業の展開



《施策の基本的方向》

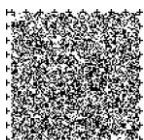
(2) 子どもの健全育成

就学前・就学後のそれぞれの時期にあった健全育成事業の充実を図り、子どもが健やかに成長できる環境の整備に努めます。

【主な施策事業】

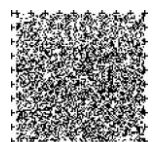
★＝地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
11	児童館事業	就学前の子どもと保護者を対象に、児童館において「ハッピーサークル」、「みんなでワン・ツー・スリー」、「ハッピーバースデー」、「わくわく広場（移動児童館）」、「親子DEチャレンジ」、「児童館へ行こう」の各事業を行います。	こども支援課
12	おはなし会事業	毎月7～8回、ボランティア4団体による紙芝居、絵本等の読み聞かせを定期的実施し、子どもの読書意欲の向上を図ります。	社会教育課
13	ブックスタート事業	毎月開催される4か月健診時に、乳幼児向け絵本2冊、専用布袋等をセットで配布し、乳幼児にも読み聞かせが有効であることをPRするとともに、乳幼児の名前で図書館利用券を作成し、絵本の読み聞かせをとおして、親子のふれあいを深めることの大切さを伝えます。	社会教育課
14	ようちえんで遊ぼう事業	未就園児と保護者を対象に、幼稚園で遊びながら、子ども同士、保護者同士の交流を図ります。	指導課
15	放課後児童健全育成事業★	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を確保し、その健全育成を図ります。	こども支援課
16	放課後子供教室事業	放課後子供教室の開設により、地域住民との交流活動を促進し、子どもの学習機会及び体験機会の提供を行います。	社会教育課
17	さってアフタースクール事業	放課後の時間を利用し、小学生に無料で学習の機会を与え、教員のOB等の講師が指導します。令和元年度は、新たに3年生の児童を対象に加え、充実を図ります。	指導課
18	小・中学校コンピューター推進事業	全小・中学校のコンピューター教室に教育用コンピューターを導入済みであり、新機種の導入を順次行います。	総務課
19	学校図書館協力員配置事業	児童・生徒の読書活動の推進及び学校図書館の図書管理のため、各校に1人ずつ学校図書館協力員を配置します。	指導課
20	道徳教育の充実	特別の教科道徳の授業の時間を要としつつ、すべての教育活動において、児童・生徒に豊かな心や道徳性が養われるよう支援や指導・助言を行います。	指導課
21	スポーツ少年団支援事業	スポーツをとおして青少年の健全育成を目的として活動している団体活動に対して支援・協力を行います。	社会教育課
22	夏休み子ども向け講座事業	小学生の夏休みの余暇の利用方法として、公民館での講座を提供します。	社会教育課
23	子どもセンター事業	夏休みと冬休みに子どもセンター主催事業を実施します。また、情報紙「わくわく幸手っ子プチ」の作成・配布、壁新聞「さてライト新聞」の作成・掲示を行います。	社会教育課





	事業名	事業内容	担当課
24	外国青年招致事業	小学校の外国語活動・外国語科や中学校の英語の授業における指導がより効果的に行われるよう、語学指導等を行う外国青年を招致し、外国語指導助手として各小・中学校に配置します。	指導課
25	職場体験の充実（社会体験チャレンジ推進事業）	中学校期における様々な職場での体験活動をととして、「職業」や「仕事」に対する意識を啓発し、進路指導、キャリア教育の充実を図ります。	指導課
26	心すこやか支援室設置事業	不登校児童・生徒への支援及び学校不適応児童・生徒へ学校復帰のための学習支援等、様々なニーズに応じた幅広い対応のための相談・指導・支援を行います。	指導課
27	青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策のための調査・審議・行政機関相互の連絡調整を行います。	社会教育課
28	青少年健全育成啓発活動事業	青少年育成推進員（県民会議による委嘱 15名）の事業の一環として、学校訪問や情報紙の発行・配布等、各種啓発活動を行います。	社会教育課
29	青少年活動団体支援事業	次代を担う青少年の健全育成のために活動している団体のより一層の充実が図られるよう支援を行います。	社会教育課
30	子ども議会開催事業	市内の小・中学生から「笑顔で暮らせるまち・さつて」をテーマに意見や要望を提案してもらうことで、自分の住むまちの姿を改めて見つめ、まちづくりへの関心をより深めます。	秘書課
31	広島市平和記念式典派遣事業	平和都市宣言を行った幸手市の将来を担う青少年に、平和の大切さを改めて理解してもらうために、広島市が行う「平和記念式典」に参加します。	人権推進課
32	セカンドブック事業（新規）	小学校に入学した児童に、図書館司書が選んだ本を配布し、図書への親しみを育み、読書の啓発を図ります。	社会教育課



V. 施策事業の展開



《施策の基本的方向》

(3) 支援が必要な子どもへの取り組み

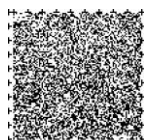
子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け関係機関を含め、地域の連携や協力を図ります。

また、障がい児が身近な地域で生活でき、障がいの程度に応じた保育・教育の場を整備し養育サービスを提供するなど、一貫した総合的な取り組みを推進します。

【主な施策事業】

★ニ地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
33	要保護児童対策地域協議会事業	要保護児童対策地域協議会の代表者会議（年1回）、実務者会議（月1回）、個別ケース検討会議（随時）を開催し、要保護児童の早期発見と適切な支援を行います。	こども支援課
34	療育事業（ことばの教室）	乳幼児健診等で言葉の発達に遅れがみられる就学前の子どもに、継続的個別指導を行います。	こども支援課
35	療育事業（母と子の幼児学級）	乳幼児健診等で発達の遅れや、育児環境に心配のみられる就学前の子どもとその親に、集団での療育的指導を行います。	こども支援課
36	養育支援訪問事業・子育て家事サポート事業★	こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診等の事業や他機関から紹介され、継続した支援が必要な家庭に保健師、ヘルパー等が訪問し、発育・発達、養育に関する指導、助言、家事援助などを行います。	健康増進課
37	養護学校放課後児童対策事業（特別支援学校放課後児童対策事業）	特別支援学校等に通学している子どものうち、保護者の就労等により、帰宅後保育者がいない子どもを保育している放課後児童クラブに対し、補助金を交付します。	こども支援課
38	幼稚園の障がい児受入体制の整備・充実	施設の整備や職員の確保を行い、幼稚園での障がい児の受け入れを行います。	指導課
39	スクールサポート事業	教育支援員を配置し、障がいのある児童・生徒及び指導困難な学級を有する学校の児童・生徒の安全を確保するとともに学習の充実等を図ります。	指導課
40	指定障害福祉サービス（居宅介護・行動援護）	自宅において、入浴、排せつ、食事、外出時の移動支援などの介護を行います。	社会福祉課
41	指定障害福祉サービス（短期入所）	自宅で介護を行う人が病気の場合、短期間、施設へ入所することにより、施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	社会福祉課
42	指定障害児福祉サービス（放課後等デイサービス）	学校の授業終了後や休校日に施設に通所し、生活能力向上に必要な訓練や社会交流促進の支援を行います。	社会福祉課
43	指定障害児福祉サービス（児童発達支援）	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	社会福祉課
44	日中一時支援事業	家族が急を要することなどの理由により、介護することができない時、日中における活動の場を確保し、一時的な見守りなどの支援を行います。	社会福祉課
45	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うもので、地域における自立生活と社会参加を促します。	社会福祉課
46	日常生活用具給付等事業	在宅の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具費の給付を行います。	社会福祉課
47	難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付を受けられない軽・中等度の難聴児の補聴器購入を支援するため、購入費の一部を助成します。	社会福祉課





《施策の基本的方向》

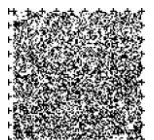
(4) 安心・安全な環境の整備

子どもたちを交通事故や犯罪から守る活動を、保育所、幼稚園、学校、関係機関、地域と連携・協力しながら総合的な防止対策を推進します。

また、子どもと親が安心して外出できる環境の整備を進め、子どもを取り巻く生活環境の整備に努めます。

【主な施策事業】

	事業名	事業内容	担当課
48	交通安全教室事業	保育所、幼稚園、小・中学校等での交通安全教室を開催し、交通安全ルールとマナー及び正しい自転車の乗り方について、指導を行います。	危機管理防災課
49	子どもの交通事故防止対策事業	新入学児童に交通安全帽子及びランドセルカバーを配布し、交通事故防止を図ります。	危機管理防災課
50	小学校新入学児への防犯ブザーの配布	子どもたちを犯罪や危険から守るため、小学校の新入学児童に携帯用防犯ブザーを配布します。	指導課
51	こども110番の家等推進事業	「こども110番の家」の設置や子どもの安心・安全に地域ぐるみで取り組むための連絡及び調整を行います。	指導課
52	非行防止パトロール	青少年有害環境浄化活動の一環として、たまり場と思われる場所や危険箇所のパトロールを定期的に行い、青少年に対する声かけ運動や有害図書等について関係機関への情報提供を行います。	社会教育課
53	非行防止キャンペーン活動	青少年健全育成啓発活動の一環として、青少年育成推進員により、「青少年の非行・被害防止特別強調月間」の期間中に街頭にて啓発品を配布し、青少年の非行防止を呼びかけます。	社会教育課
54	公園維持管理事業	市民に憩いの場所を提供するため、市内にある公園の維持管理を行います。	都市計画課
55	簡易児童遊園整備事業	身近な遊び場の確保を図るため、市内の簡易児童遊園の管理・修繕を行います。	こども支援課





基本的な視点2 切れ目のない子育て支援の視点

《施策の基本的方向》

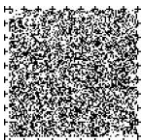
(1) 子育て相談・情報提供の充実

子育て家庭が必要とする情報の提供や相談の充実を図り、妊娠・出産・子育てに対する多様な相談に対応できる環境づくりに努めます。

【主な施策事業】

★＝地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
56	子育て支援総合窓口★	妊娠、出産、育児にまつわる様々な相談を受ける他、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	こども支援課 健康増進課
57	子育て支援情報提供事業	子育てに役立つ情報を収集し、ガイドブックの作成や市ホームページへの掲載による情報提供を行います。	こども支援課
58	保育ネット情報事業	市ホームページを通じて、保育所の入所案内等の詳細を掲載し、利用者の利便性を図ります。	こども支援課
59	家庭児童相談事業	子どもに関する全般的な相談窓口として、家庭児童相談室を設置して、家庭児童相談員が相談に応じます。	こども支援課
60	心理相談事業	1歳6か月児及び3歳5か月児健診時の継続フォロー対象者のほか、育児や発達に不安・心配がある者や心理相談が必要と思われる親子に対して、臨床心理士が個別に相談にのり、安心して子育てができるよう支援します。	健康増進課
61	母子健康相談事業	育児や乳幼児の発育発達に関して心配・不安を感じている親を対象に、育児や発育全般の相談にのることで親子の健康増進を図ります。	健康増進課





《施策の基本的方向》

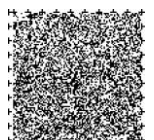
(2) 多様な子育て支援サービスの充実

家族の形態、保護者の就労状況をはじめ、価値観や生活様式の多様化に伴い、子育て支援サービスのニーズも多様化しています。ニーズを正確に把握し、子育て支援サービスの充実に努めます。

【主な施策事業】

★ニ地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
62	ファミリー・サポート・センター事業★	子育てを援助したい方と子育ての援助を受けたい方の相互援助活動の連絡及び調整を行うもので、会員の増加に努めます。	こども支援課
63	病児保育事業★	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な子どもを、看護師等が一時的に保育を行います。	こども支援課
64	子どものショートステイ事業★	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童福祉施設等において必要な養育を行います。	こども支援課
65	紙おむつ用ごみ袋支給事業	市内で出生及び1歳未満の転入者の保護者に対して、紙おむつ用ごみ袋を50枚支給します。	こども支援課
66	保育所世代間交流事業	地域の中で世代の異なる、小学生、中学生、高校生、お年寄りなど、多くの人とふれあうことにより、児童の豊かな心を育むとともに、交流を図ることにより保育所と地域の連携を図ります。	こども支援課
67	親参加型行事の推進	保育所への理解を深めるとともに、保育所を家庭での子育てを学習する場として提供するため、保護者が保育所に来所し、日常の保育に参加し、保育の様子を参観する機会を設けます。	こども支援課
68	パパママ応援ショップ優待カード利用促進	子育てを応援する協賛店に提示すると割引などのサービスが受けられるもので、18歳までの子どもまたは妊娠中の人がいる家庭に配布しています。	こども支援課
69	すこやか子育て講座	来年度小学1年生となる未就学児の保護者を対象とした講座。親が親として育ち、力をつけるための学習機会を提供し、子育ての喜びや悩みなどを他の保護者と共有し、子育ての孤立化を防ぎ、家庭の教育力向上を図ります。	社会教育課
70	家庭教育学級開設事業	小・中学校や幼稚園PTA団体を対象とし、親が親としての力を高め、自信を持って子育てするために、学習者相互の交流・信頼を深め、子育てについての学習・仲間づくりの機会として家庭教育学級を設けます。	社会教育課
71	多様な主体の参入促進事業★	新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置または運営を促進するための事業です。	こども支援課



V. 施策事業の展開



《施策の基本的方向》

(3) 子どもや母親の健康の確保

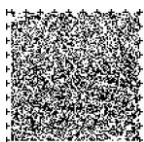
すべての子どもと子育てをする親の健康確保に向け、妊娠、出産から乳幼児期を通じ、母と子の健康づくりや相談・指導をととした育児不安の軽減に努めます。

また、安心して子どもを産み、育てられるよう小児医療の充実を図るなど、保健・福祉・医療に関わるサービスが総合的かつ安心して受けられるよう関係機関の連携に努めます。

【主な施策事業】

★＝地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
72	母子健康手帳の交付	妊娠から出産・育児まで、一貫した健康状態を記録する手帳を交付します。	健康増進課
73	妊婦一般健康診査★	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を一部助成することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。	健康増進課
74	母子訪問事業	不安を軽減し、健やかに妊娠・出産・育児ができるよう、ハイリスク妊産婦や育児支援の必要な家庭に保健師が訪問します。また、特に支援が必要と認められる家庭に訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行います。	健康増進課
75	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）★	新生児・乳児を訪問して、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。	健康増進課
76	乳幼児健診事業	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳5か月児を対象に健診を実施し、疾病・障がい等の早期発見、発育発達の確認及び育児相談、育児支援等を行います。未受診児は保健師が家庭訪問を行います。	健康増進課
77	乳幼児発達相談事業	発育・発達面において経過観察を要する乳幼児と保護者に対して、医師による発育・発達の相談、診断及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による発達を促す訓練指導を行います。	健康増進課
78	予防接種事業	感染の恐れがある疾病の発病及びまん延を予防するために、予防接種法に基づいて、定期的な予防接種を行います。	健康増進課
79	母子健康教育事業（集まれ！6～7か月ベビー）	6～7か月児を対象に、遊びながら発達を促すかわり方や乳幼児の生活について等の指導を行い、保護者の育児の力を高め育児の不安を軽減します。	健康増進課
80	小児二次救急医療対策事業	平日の夜間及び休・祝祭日の昼・夜間において、医療機関（東部地区の小児医療群輪番制）に、二次救急診療を委託して行います。	健康増進課
81	小児休日診療事業	日曜・祝祭日の午前に小児科医による在宅当番診療を委託して行います（冬季のみ）。	健康増進課
82	母子健康教育事業（むし歯予防教室）	6か月児～未就学児を対象に歯科衛生士による歯磨き指導を行います。また、2歳半以上の児を対象に歯科医による歯科健診とフッ素塗布を行います。	健康増進課
83	地産地消事業	幸手産米、野菜等を学校給食に活用します。	総務課





《施策の基本的方向》

（４）経済的支援の充実

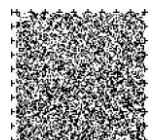
保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援の充実を図ります。

特に経済的に不安定な状況にあるひとり親家庭や障がい児を持つ家庭に対しては、親と子で豊かな家庭を築き、安定した日常生活が営めるように経済的な支援の充実に努めます。

ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立のために、子育て生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援を促進します。

【主な施策事業】

	事業名	事業内容	担当課
84	児童手当支給事業	児童手当法に基づき、3歳未満児童は一人15,000円、3歳以上小学校修了前児童は、第1子、第2子は一人10,000円、第3子以降は一人15,000円、中学生は一人10,000円を支給します。所得制限を超えた場合は、一律5,000円を支給します。	こども支援課
85	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当法に基づき、18歳に到達して最初の3月31日（年度末）までの間にある者を養育する母や父及び養育者に対して手当を支給します。	こども支援課
86	子ども医療費支給事業	市条例により、中学校修了前まで医療費の一部負担金を支給します。	こども支援課
87	ひとり親家庭等医療費支給事業	市条例により、18歳に到達して最初の3月31日（年度末）までの間にある者を養育する母や父及び養育者に対して、医療費一部負担金について支給します。	こども支援課
88	未熟児養育医療給付事業	未熟児に対して、指定養育医療機関に入院が必要な場合、その入院治療に必要な医療費を給付します。	こども支援課
89	母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業（教育訓練給付金）	母子家庭の母または父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、指定教育講座を受講した場合に費用の一部を支給します。	こども支援課
90	母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金）	母子家庭の母または父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、2年を限度とする期間「訓練促進給付金」を非課税世帯の場合、月額10万円（課税世帯の場合、70,500円）を支給します。	こども支援課
91	私立幼稚園心身障害児就園運営費補助事業	市内私立幼稚園において、心身障がい児を受け入れた場合、一人当たり月額20,000円を補助し、障がい児の入園を促進します。	こども支援課
92	私立幼稚園振興補助事業	私立幼稚園の振興を図るため、市内の私立幼稚園の運営に必要な経費を予算の範囲内で補助します。	こども支援課
93	就学援助・特別支援教育就学奨励事業	経済的理由により就学困難な義務教育児童・生徒の保護者に対し、援助を行います。	総務課
94	学校給食費補助制度	保護者の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、市内小・中学校及び特別支援学校（小学部・中学部）に在籍している児童・生徒が2人以上いる保護者に給食費を補助します。	総務課
95	入学準備金貸付事業	市内に居住していて、高等学校、大学及び専修学校に入学を希望する方の保護者で入学準備金の調達が困難な方に対して、入学準備金の貸し付けを行い、等しく教育を受ける機会を与えます。	総務課



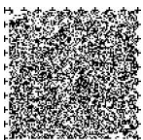
V. 施策事業の展開



【主な施策事業】

★＝地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
96	自動車燃料費助成事業	在宅の重度障がいのある人が生業等に使用し、または対象者と同一住所の方が対象者のために通院等に使用する自動車（障がい者が運転する原動機付自転車を含む）の燃料費の一部を助成します。	社会福祉課
97	福祉タクシー利用助成事業	在宅の重度障がいのある人が福祉タクシー（埼玉県協定締結事業者及び市契約締結事業者が運行するタクシー）を利用する場合、その初乗り運賃額を補助します。	社会福祉課
98	実費徴収に伴う補足給付事業★	施設等利用給付認定保護者に対し、副食材料費に要する費用を助成する事業。	こども支援課
99	乳児紙おむつ支給事業（新規）	子育て世帯が安心して子どもを生み育てる環境の確保を目的に、乳児が使用する紙おむつ等の購入費用を助成する。	こども支援課





基本的な視点3 子育てを支え合う視点

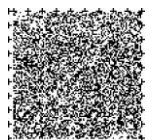
《施策の基本的方向》

(1) 仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

男女が協力して子どもを産み育てられる家庭を築き、男女ともに仕事と子育ての両立ができるよう、多様な子育て支援を推進していきます。

【主な施策事業】

	事業名	事業内容	担当課
100	男女共同参画推進事業	男女の人権が尊重され、ともに自立したパートナーとしてあらゆる分野に対等に参画できる、活力ある男女共同参画社会の実現のため、情報紙「モア」（年1回）の発行や、女と男の共生セミナー（年1回）等を行います。	人権推進課
101	母子健康教育事業（パパママ教室）	妊娠・出産・育児に関する基本的な知識、技術を学び、子育ての不安の軽減を図ります。両親が協力しながら子育てができるよう、双方の役割について理解し共有します。人形を使っての沐浴実習、妊娠シミュレーターを使っての妊婦体験、妊婦同士の交流等を行います。	健康増進課



V. 施策事業の展開



《施策の基本的方向》

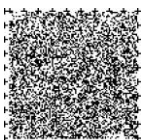
(2) 地域における子育て支援

子育て中の親子が仲間づくりや地域の人々とのつながりを持つことや、地域における育児の相互援助活動の活性化等を推進し、子育てをみんなで支える環境づくりに努めます。

【主な施策事業】

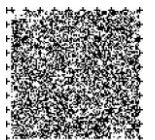
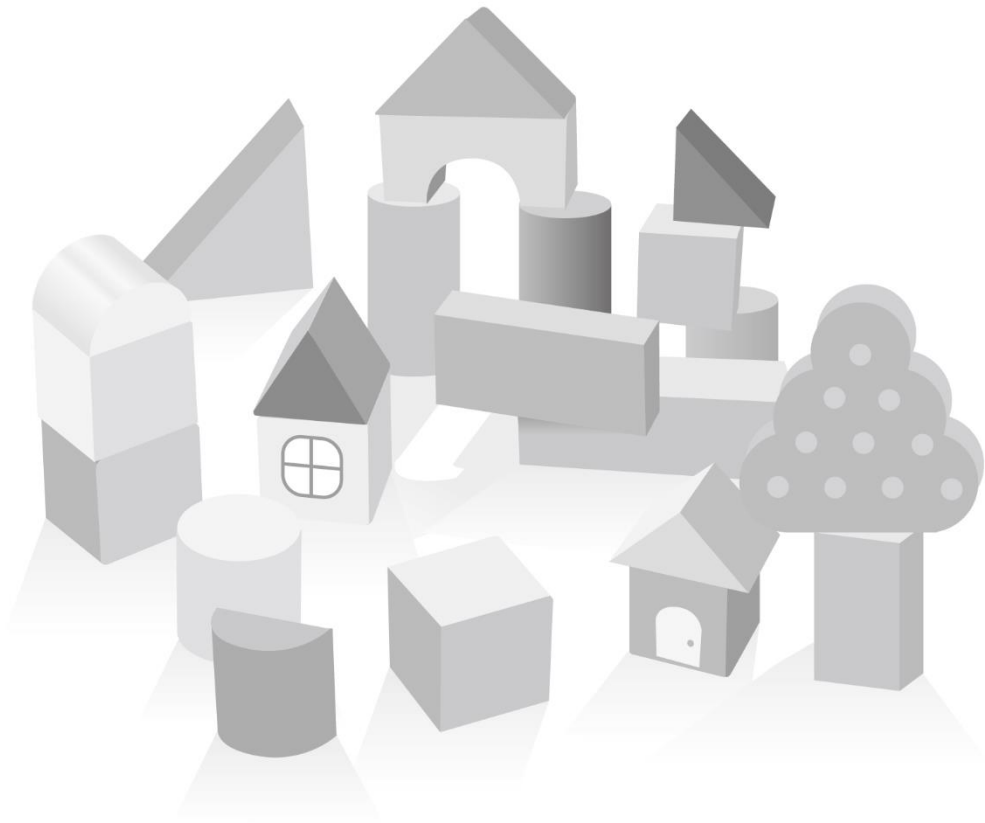
★＝地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
102	地域子育て支援拠点事業★	市民の子育てを支援するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座などを行います。	こども支援課
103	子育て応援サークル等活動助成事業	地域での子育て活動を支援するため、公募により市内の子育てサークル、ボランティア団体、地域団体等から提案された子育て応援事業に対して、審査のうえ補助金を交付します。	こども支援課
104	子育て支援協働事業	市内で子育て支援を行うサークルと協働することにより、ネットワークの拡大、人材の育成を図ります。	こども支援課
105	子育てサークル育成事業	子どもや親の仲間づくりを促進するために、子育て中の親子でつくるサークルの支援、育成、交流を図ります。	こども支援課
106	保育所開放事業	少子化、核家族化、近隣の交流の希薄などの変化の中で、保育所庭の開放事業により、地域の人々との交流を深め、子育ての不安を取り除き、保育所を十分理解してもらうなど、子育て支援の場として保育所の開放を行います。	こども支援課
107	地域交流推進事業	各小・中学校において、各教科及び総合的な学習の時間等で地域の人材を活用し、地域との交流を推進します。	指導課
108	コミュニティ・スクール事業	地域や社会に開かれた学校づくりを推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開することを目的に、各学校長の推薦をもとに教育委員会が学校運営協議会委員を委嘱します。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことができる「地域とともにある学校づくり」を推進します。	指導課
109	産後ケア事業	家族等から十分な育児や家事の援助が受けられず、産後体調不良や育児不安等のある母子に、宿泊や訪問で保健指導や育児指導等による支援を行います。	健康増進課





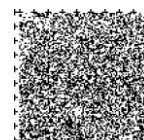
資料編





1. 計画の策定経過

	日時	項目	内容
平成30年度	平成31年 1月7日（月）～ 1月21日（月）	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施	就学前児童を持つ保護者：1,474人 小学生児童を持つ保護者：726人 配布・回収は郵送方式により実施
	平成31年 1月18日（金）	第1回 庁内子育て支援ネットワーク会議	(1) 子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績について (2) 子ども・子育て支援事業計画の平成30年度進捗状況について (3) 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について
	平成31年 1月30日（水）	第1回 幸手市児童福祉審議会	(1) 子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査について (2) 子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績について
	平成31年 2月14日（木）	第2回 庁内子育て支援ネットワーク会議	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について
	平成31年 2月28日（木）	第2回 幸手市児童福祉審議会	(1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の集計結果について
令和元年度	令和元年 7月29日（月）	第1回 庁内子育て支援ネットワーク会議	(1) 子ども・子育て支援事業計画の平成30年度実績について (2) 子ども・子育て支援事業計画の令和元年度進捗状況について (3) 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について
	令和元年 9月24日（火）	第1回 幸手市児童福祉審議会	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) 子ども・子育て支援事業計画の平成30年度実績について
	令和元年 10月21日（月）	第2回 幸手市児童福祉審議会	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) 幼児教育・保育無償化について
	令和元年 12月6日（金）～ 令和2年 1月7日（火）	パブリックコメントの実施	第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）の意見募集 閲覧場所：市役所（総合案内）、ウェルス幸手（こども支援課）、各公民館、市ホームページ
	令和2年 1月16日（木）	第3回 幸手市児童福祉審議会	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画策定の答申について





2. 幸手市児童福祉審議会条例

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するため、及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、幸手市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平25条例34・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する必要な事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(平25条例34・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 小・中学校の長
- (3) 児童福祉事業に関係する者
- (4) 児童福祉に関する知識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

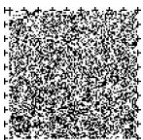
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部こども支援課において処理する。

(平17条例2・平17条例30・一部改正)





(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 23 日条例第 2 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

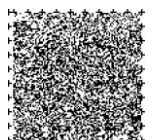
附 則(平成 17 年 12 月 27 日条例第 30 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 21 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

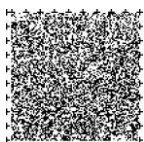




3. 幸手市児童福祉審議会委員委嘱者

	職名	氏名	備考
1	幸手市民生委員・児童委員協議会	吉川 一男◎	1号委員 民生委員・児童委員
2	幸手市主任児童委員	稲垣 仁美○	1号委員 民生委員・児童委員
3	幸手市小中学校長会	長谷川 守	2号委員 小・中学校の長
4	社会福祉法人天神福祉会 てんじん保育園	板橋 幸子	3号委員 児童福祉事業に関係する者
5	幸手市学童保育連絡協議会	三上 真由美	3号委員 児童福祉事業に関係する者
6	幸手市私立幼稚園協会	木田 直秀	3号委員 児童福祉事業に関係する者
7	幸手子育て支援ねっとわーく会議	松下 敦子	3号委員 児童福祉事業に関係する者
8	幸手市PTA連合会	野口 隆志	3号委員 児童福祉事業に関係する者
9	日本保健医療大学	田崎 知恵子	4号委員 児童福祉に関する知識経験を有する者
10	埼玉県 越谷児童相談所	篠崎 誠	4号委員 児童福祉に関する知識経験を有する者

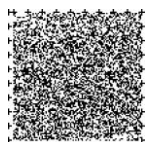
◎：会長 ○：会長代理



第 2 期

幸手市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和 2 年 3 月
発行者 幸手市健康福祉部 こども支援課
〒340-0152
埼玉県幸手市天神島1030- 1
電 話 0480-42-8454
F A X 0480-42-2130





第2期幸手市子ども・子育て
支援事業計画